

平成22年（2010年）紀北町9月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成22年9月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年9月22日（水）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	会 計 管 理 者	長野季樹
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	企 画 課 長	川合誠一
税 務 課 長	家崎英寿	住 民 課 長	平谷卓也
福祉保健課長	谷 吉希	環境管理課長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛	総務課長補佐	工門利弘

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 平野隆久	14番 中本 衛
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

---

**北村博司議長**

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

なお、昨日、尾上町長より追加議案の提出がありましたので、本日、各議案の審議終了後、追加議事日程として取り扱いすることにいたします。

議事運営上、朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1**

**北村博司議長**

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

12番 平野隆久君

14番 中本 衛君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 北村博司議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東清剛君。

### 総務財政常任委員長 東清剛議員

皆様、おはようございます。

平成22年 9 月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る 9 月 8 日、午前 9 時 30 分から委員会室におきまして、委員 7 名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席したものは、議会事務局、総務課、財政課、企画課、税務課の各課長及び職員でありました。

それでは、審査した議案順により経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第 47 号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についての審査を行いました。委員から、質疑として、計画策定にあたって基本ということで具体的な支援措置について、町から申請をしていくと思いますが、それぞれの市町から申請を行っていくということは、予算のほうも膨大になってくると思うのですが、申請については県で一定の調整をされるのかどうかということと、対象事業として決定していくときは、当然、予算措置が必要であるが、方法については企画課、財政課、総務課で協議して行うのか、それとも一般予算措置のように各課から町当局に出されて財政課のほうで判断され、予算計上をしていく手法をとるのかとの質疑に対し、課長からは、まず、県の申請において調整があるということですが、過疎市町村については国が指定し、指定された市町村が計画書を策定し、提出するわけです。この計画書がないと過疎債が受けられないということであり、これは義務付けではありませんが、指定された全国の市町村が策定し、提出するものと思われます。この内容については事前に県のほうで調整をしています。スケジュールの中でもあげさせていただきましたように、約 40 日ぐらい原案についての綿密な検討をして調整をいただいているものでありま

す。今回の計画が議会で可決されましたら、県を通じて国のほうへ提出することになっていきます。また、予算措置についてですが、毎年度、事業の優先順位とか財政状況も見極めながら、予算編成の中で事業を決定していくというものであります。したがって、過疎債の申請事業についても毎年の予算編成の中で決定していくことになるという答弁でございました。

また、次の同じ委員から、過疎対策事業は、これからの自治体にとっては大きな利点になってくるといふことで、過疎地域としてのいろいろな困難な状況を脱却していくうえで、特別措置法が設けられており、特にソフト面での事業についても整備され組み込まれるようになったと思っていますので、町のほうも新たな決意と積極的にやっていく必要があると思います。大いに利用、活用して町としてこれからの計画、事業を考えていく必要があると思いますが、その辺を町長と十分検討されていますかとの質疑に、答弁として、町長とは十分打ち合わせ、協議をしております。ただ、過疎債はあくまで起債であり、元利の3割が自己負担で、事業を多く実施すると、後年度の町の財政負担を伴ってまいりますので、そのあたりは十分慎重に検討する必要があると思っています。一方、各自治体から強い要望もあり、今回からソフト事業についても拡充されたことから、これまで一般財源により事業を実施していたソフト事業についても適債事業であれば振り替えていくということが必要であると思います。ただ、新規事業を実施していくうえでも、先ほど申し上げましたように、後年度の町の財政負担を伴ってまいりますので、実施にあたっては十分慎重に検討していく必要があるとの答弁でございました。

また、他の委員からは、廃棄物処理のなかにRDFのことも記載されていますが、県のほうも27年度以降継続するかどうかわからない状況であるが、もう少し先のことも大まかに盛り込むべきではないのかとの質疑に対し、答弁は、今回の計画の策定年度については、平成27年度までで、この期間中にどのような方向で、どのような事業を実施していくのかということであります。RDFの関係については、県のほうもある一定の路線を示していますが、対応については、今後、各関係市町と協議を図っていかねばいけない問題であり、今回の計画に盛り込むには時期的に無理があるかと思えます。ただ、今年度末から策定作業にかかる総合計画の後期基本計画の中で、議論されることになるのではないかと答弁でございました。

また、その委員からですが、紀北町の少年スポーツは全国レベルにまで上がっており、全国にも稀であります。将来、紀北町を担っていく子どもたちのために、もう少し踏み込んだ施策を盛り込んでほしいと思いますが、との質疑に、答弁は、少年スポーツについて、紀北

町は大変盛んであり、成績も向上しており、また、種目によってはサポートする方々の体制も非常に整っています。今後、スポーツ施設の充実は大きな町の課題になってくると思われます。総合計画でも十分議論していくべきであるとの答弁でありました。

また、他の委員から、観光・リゾート、集客交流産業の推進のところで、知る限りでは、県内でも県で最もスポーツ集客交流で成功して、地元への経済効果があるが、このような視点がないようですが、スポーツの振興、施設の整備を図るべきだと思いますが、いかがですかの質疑に対し、本町も調べたところ、かなりのスポーツ関係の宿泊があり、現在、さらに詳細な調査にかかっています。スポーツ振興策とあわせて早急に取り組んでいきたいと思っています。ただ、今回の計画時点ではそこまで至っていません。今後、総合計画の中に盛り込んでいくべきだとの答弁でした。また、スポーツの振興、スポーツ施設の充実、そしてスポーツの交流は、これからの紀北町にとって重要であるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なく、賛成討論として、この計画は、今後の過疎地域の改善に役立つものであるので賛成します。計画の中にあげている事業内容について、説明が不十分な面もあったと思いますので、事業概要ぐらひは説明欄を加えるなどして改善をとっていただきたいということを要望して、賛成討論としますとの討論。

また、他の委員からの賛成討論として、各項目について各担当課で視点がバラバラで述べられており、統一したコンセプトがない、もう少し総合調整権を持つ町長の哲学は、全体として統一されるべきです。今後、総合計画の中に改めていただきたいと申し添えての賛成討論でした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

初めに、「議会事務局」所管分についてであります。質疑がございませんでした。

次に、「総務課」所管分についての質疑に入り、委員からは職員手当の地域手当が5,000円減額となっておりますが、地域手当とは何なのかとの質疑に対し、紀北町の職員で津の県庁に派遣している者に支払うもので、地域手当は地域により給料格差を踏まえての調整手当で、6%と決まっていますとの答弁でした。

また、他の委員からは、選挙管理委員会関係で任期満了で11月に町議会議員選挙があるが、それにかかわって新人予定者まわりでは、強く言われているのが、なぜ紀北町は選挙公報を発行しないのか、尾鷲市は発行しています。選挙公報を発行しないと現職と新人では差別に

なってしまうのではないかと。また、尾鷲市もしているから紀北町でもどうだとの思いを中心に、選挙活動をしたいと言っていたのだが、紀北町は条例化もされていないし予算もみていませんと答えました。また、別の方は選挙はがきはすべて公費でできていると思っていて、私に聞いてきた人がいましたが、そういう選挙公営化の考えはないかとの質疑に、課長の答弁としては、選挙管理委員会のことですので、基本的には選挙管理委員会での協議となりますが、言われましたとおり、紀北町選挙条例の中には選挙公報を出すことにはなっておりません。ご存じだと思いますが、尾鷲市等一部の市や町で出しているところもございますが、ただ、この選挙公報となりますと国の選挙である参議院選挙でも公報が届くのがぎりぎり、配布についても間に合うか間に合わないか、ぎりぎりというところなんです。聞いてみると告示がされて各立候補をされた方からの文書の取りまとめ等で、時間的に難しいように聞いております。特に町長とか町議会の選挙だと5日間と非常に短い選挙期間で行いますので、その中で公平性という部分が保てるかどうかということも疑問があります。一方では、出すことにより公平だという意見もあるということも認識しております。このことにつきましては、今後の課題として選挙管理委員会での協議が必要ではないかと思っております。今回、11月7日の町議会議員選挙は今のところ発行しないということです。ただ、今後の課題として検討していくとの課長の答弁でありました。

また、他の委員から、嘱託職員等で1名増配となっているが、名称については以前の臨時職員のことなのか。4月から待遇改善等で嘱託職員というようになったと聞いておりますがとの質疑に対し、これまで臨時職員とっておりましたが、採用条件等により、また、臨時職員では雇用期間も決まっております、本年4月1日から嘱託職員として採用しておりますとのことです。

また、他の委員から、全課共通のことですが、総務課のところでは児童手当174万8,000円増額となっておりますが、先ほど職員の数が41名と言われましたが、平均すると1名4万円程度になるが、国の制度でこのようになり、この政策のために地方の財源が、この紀北町としてどれぐらいの負担になるのかという質疑に対し、職員手当中で、国、県から手当があるというのは、児童手当と書いてある部分だけあります。それ以外については一般財源になるとの答弁です。その中で、今回、子ども手当の創設により、今回計上いたしましたものは、役場職員の子どもの分という意味でございます、この部分については12月に全額予算計上されると思いますが、国のほうから特例交付金という形で補てんされます。ただ、この特例交付金については、同時に計上すべきでしたが、国から決定がきておりませんので、12月の

補正でお願いするということになるとの答弁でございました。

また、その委員から、児童手当等という金額については、12月補正で国のほうから補助金の収入としてあがってくるから、地方の自治体としては自主財源を投入しなくてもよいということなのかの質疑に、基本的には公務員の子ども手当については、当該市町村が全額負担することになっておりますが、その分については特例交付金で補てんされることとなります。ただ、児童手当等の中から、今年の2月、3月の児童手当分を払っておりますので、その部分は国、県、町それぞれ負担して支払って、その後、町の分は一部交付金等で戻ってくるとの答弁でございました。

これで総務課の所管分についての質疑を終了し。

次に、「財政課」所管分について質疑を行いました。質疑がございませんでした。

次に、「税務課」所管分についても質疑がございませんでした。

以上で、議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了いたしました。

討論に入り、討論はございませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました2案件については、審査の経過と結果報告を終わります。

## 北村博司議長

次に、教育民生常任委員長 平野隆久君。

## 教育民生常任委員長 平野隆久議員

おはようございます。

平成22年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る9月10日、午前9時半から、委員会室におきまして、委員7名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員でありました。

それでは、審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第45号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例について審査を行いました。質疑に入り、質疑なし、討論に入り、賛成討論として、地域の住民にとって念願だった田

山集会所、海山区においては渡利集会所だけがなかったが、これですべての地区に集会所が建設されたことになり、より住民の皆様の利用で地域が活性化すると思いますので、この条例の改正に賛成しますと賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についての審査を行い、まず、「住民課」所管分の審査を行い、質疑に入り、12ページの地区集会所のところの金額は、すべて住民課所管分なのか。17ページの人件費は職員の増減はあるのかの質疑に対し、12ページの財産管理費は地区集会所管理事業の需用費、修繕料が78万 1,000円で、すべて住民課分です。人件費は実質1名減によるものと人事異動によるものですとの答弁でした。

続いて、修繕費の詳しい説明と、補正予算への計上ということは、当初予算編成時以後に壊れたものなのかとの質疑に対し、海山区の宇山地区集会所の軒天井がはがれ、雨漏りをしているため、修繕をするための予算で、確認した限りでは1階部分の軒の裏に張ってあるボードが少しずつはがれていった感じでしたとの答弁でありました。

以上で、住民課所管分の質疑を終了し。

次に、「福祉保健課」所管分の審査を行い、質疑に入り、22ページの新型インフルエンザですが、今年の流行の兆し、見通しをどのように持っておられるのか、また、去年は対策推進会議とかがあったが、現在は推進会議等は継続しているのかの質疑に対し、今年、大流行する情報は入っておりません。ただ、重症化を防ぐために、今年このような予算計上をしました。そのような傾向があれば、すぐに立ち上げて、同じように進めたいと思っておりますとの答弁でありました。

インフルエンザが発生した場合、どのようなやり方で進めるのか、去年は優先順位をつけてやりましたが、今年はどういう方法でやるのか、また、県から補助金が出ているわけですが、いくら金額が公費として補助されるのかの質疑に対し、今年も委託料という形でみさせていただいて、病院側は、課税、非課税世帯というのは把握できないので、今回の予算は委託料から扶助費のほうへ回させていただいて、請求のあった個人に支払うということで、委託料を減らして扶助費であげさせてもらう、組み替えをさせていただいたような状態です。優先順位はありません。誰でも受けられる体制になっております。補助金については、国が2分の1、県、町が4分の1ずつ負担割合となっておりますとの答弁でありました。

次に、17ページの障害者福祉の中の、障害者地域生活援助事業の 167万 5,000円が増額さ

れており、歳入においては障害者自立支援特別事業費補助金と事業名がなっている。何の補助事業で、補助は全額なのか、半額なのかの質疑に対し、この事業は、事業所に対しての通所費に関する補助で、1業者に対して300万円を上限として補助が出る事業です。大きくとらえて障害者地域生活支援事業としていますが、個々の補助金の名称が障害者自立支援特別対策事業費補助金と新事業移行促進事業ということで成り立っており、負担割合が県補助金が4分の3、町補助金が4分の1となっております。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終了し。

次に、「環境管理課」所管分の審査を行い、質疑に入り、職員人件費1,431万8,000円の詳しい説明と、リサイクルセンター管理運営事業費5,000万円については、毎年行われる定期的な修繕費が要求されているのか、リサイクルセンターの毎年の定期的な修繕費ならば、当初予算できちんと要求するものだと思いますがの質疑に対し、職員人件費は環境管理課の本庁職員分の人件費でございますが、給料、職員手当、共済費等の6名から8名の増によるものでございます。リサイクルセンター修繕費の5,000万円は、海山リサイクルセンターの乾燥機の熱風ダクトの修繕、成形機のホイストレールの製作、また紀伊長島リサイクルセンターにおきましては、一次破碎機の修繕などを要求しております。これらの修繕は緊急に行わなければならない修繕や、当初で予定していましたが、突発的な修繕が出てきて、それを優先しなければならなくて、当初予算でできなかった修繕もあり、今回の補正予算で5,000万円を要求させていただきました。当初予算の要求の中で、環境管理課としては必要と思われる予算は要求させていただきましたが、町としての限られた財源もございますので、その枠の中で6,000万円をいただいております。この6,000万円の中でやっていかなければならないと努力はしておりますが、予定外の修繕が出てきたときには難しい場合もございますので、今回、補正予算を要求させていただきましたとの答弁でありました。

続いて、修繕費の当初予算には、その年度必要というものを要求するものと思います。そして緊急で行う修繕を補正予算で要求してくるはずですが、5,000万円も補正予算で要求してくるのは、あまりにも大きな金額だと思います。要求している修繕については、当初からでも、ある程度わかっていたはずだと思います。今後どうしても必要ならば、当初予算で要求すべきだと思いますとの質疑に対し、担当課といたしましては、定期的な修繕とか、予想される修繕を当初予算で要求していきたいと思いますが、町の財源も限りがありますので、難しいところもございますが、予想される修繕につきましては、今後、当初予算で強く要求していきたいと思いますとの答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分の質疑を終了し。

次に、「学校教育課」所管分の審査を行い、質疑に入り、通学費について、三野瀬からの生徒のものということですが、古里地区の生徒はどうかとの質疑に対し、通学費の補助金につきましては、この中に5名、古里地区の生徒が含まれております。これまで自転車通学をしていた生徒が、バスで通学しておりますとの答弁でありました。

続いて、旧尾鷲高校長島分校の仮校舎から、元の紀北中学校の位置に戻った場合、また自転車通学に戻るのか、改築後も古里地区の生徒のバス通学は続けるということなのかの質疑に対し、仮校舎のときだけというわけではなく、改築後もバスの通学定期として補助していく予定です。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律で、適正な学校規模の条件は、通学距離が小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内となっております。ですから、これまで三野瀬、三浦、道瀬地区については6km以上でしたので、通学バスの対象となっております。古里地区については少し6kmを切るのですが、今後おおむね6kmとし、出垣内に紀北中学校が戻りましてからも、引き続きバス通学を予定しておりますとの答弁でありました。

以上で、学校教育所管分の質疑を終了し。

次に、「生涯学習課」所管分の審査を行い、質疑に入り、41ページの防球ネットのことですが、修理する部分についてはわかるのですが、海山シニアの使用に関連して、公園側にボールが飛んでいく対策についてはとの質疑に対し、その件に関しましては、教育委員会でも非常に心配しているところです。まず作成してもらったのは、ファールボール注意という看板を3つ作成させてもらいました。そして、できるだけ打撃練習は行わないようにチームとも話し合いをしております。打撃練習は海山グラウンドで行い、赤羽グラウンドでは守備練習を行う。しかし、打撃練習をする場合は、選手を公園側に配置させ、ボールが飛んできたときには、注意を促すといった対応をとっております。また、今回の過疎債の中で防球ネットを一塁側に、幅100mと、ライトからレフト側に幅200mを計画しております。できる限り早急に対応していきたいと考えておりますとの答弁でありました。

東長島公民館ロビーの照明が非常に暗い。文化展のときには、別に取り付けて実施しているそうですが、新たに照明器具を設置できないのかの質疑に対し、今回の手すり工事とあわせて検討しましたが、紀伊長島区の文化協会に基金があり、その基金を使用するという案が出ていたので、あげておりません。もし基金で対応できないようであれば、行政で手当てしなければならないと考えており、できる限り早急に対応いたしますとの答弁でありました。

東長島公民館の教室を利用する方から、2階まで上がることが困難だという意見をいただきました。手すりで解決できたのか。海山区RDFに1人用のエスカレーターがあり、見学者用のエスカレーターだと聞いたのですが、いつ来るかわからない見学者より、毎日利用されている公民館に移転するという考えはあったのでしょうかとの質疑に対し、要望は手すりだったと思います。しかし、今後は生涯学習施設等については、エレベーターの設置も必要だという意見もあったのは事実です。今回は少しでも早く対応したいということから、手すりですべての計画をいたしました。今後、エスカレーターの設置については教育長、町長と協議をしていきたいと考えておりますとの答弁でありました。

以上で、生涯学習課所管分の質疑を終了し。

議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正(第2号)に関する、教育民生常任委員会所管関係の質疑はすべて終了しました。討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続いて、議案第49号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての審査を行い、質疑に入り、医療費については7月分ぐらいまでしか払っていないように思われるが、この状態で決定ということの良いのかとの質疑に対し、負担金、拠出金につきましては納付額の決定通知がきていますので、それに基づく補正を行っております。本会議における説明につきましては、「額の決定によるものです」と結んでおりますが、その前に「決算見込みによるもの及び」といった説明をさせていただいており、額が決定したもののについて補正を行っておりますが、今後も額が変更になることもありますとの答弁でありました。

13ページの後期高齢者支援金について、7,675万6,000円の大幅な減額ですがの質疑に対し、後期高齢者支援金の額は、過去2年の実績等により決定され、後期高齢者医療制度は平成20年度から始まり、今年で3年目を迎えておりますが、平成22年度当初予算編成時に、その額が見込むことが困難であったため、過去2年の支援金の伸び率により推計で予算を計上させていただいております。今回、支援金の額が決定したことにより、補正予算計上した結果によるものですとの答弁でありました。

当初の3億円1,400万円の財源として、国民健康保険料の後期高齢者支援金分が賦課されているが、7,600万円の減額になるのであれば、保険料の取り過ぎになるのではないか、後期高齢者支援金分をもとに保険料を算定しているのではないかの質疑に対し、平成22年度の後期高齢者支援金として支払う金額が2億3,729万円で、保険料の支援金分が8月末時点で

約1億410万円で、差し引き1億3,000万円ほどが不足しますが、不足分は療養給付費等負担金、国県の財政調整交付金で支援金分として算定していただいておりますが、それでもまだ1,000万円ほど不足している状況ですので、保険料を取り過ぎているわけではありません。支援金分は全体枠としての支援金を決めてから算定していますので、支払額そのものが算定の基礎になっているわけではありません。算定は賦課割合として、所得税で36.14%、資産割が57.8%、均等割が34.48%、平等割が14.96%で算定しておりますとの答弁でありました。

11ページの退職被保険者等の療養給付金ですが、7,100万円もの増額で、元の金額の倍以上になることになるが、この数字は当初予算時につかめるように思うが、なぜこれだけ増えたのかの理由をの質疑に対し、当初予算編成時は、過去2年の医療費の推移で予算を計上させていただきました。過去の実績及び見込みでは減少傾向にあったため、安全を見て計上したのですが、実際には退職者の数が平成21年度末と6月を比較すると、14名増えております。対象者の増加以上に医療費のほうが増えておりまして、年間予算が3カ月で底をつくような状況になってしまいました。理由といたしましては、退職者に高額な医療費がかかる方々が出てきまして、医療費の動向を見てはいるのですが、予想をはるかに上回る医療費がかかっており、4月分から6月分の医療費から作成しました決算見込み額をもとに補正予算を計上させていただきましたとの答弁でありました。

18ページと19ページで、返納金が当初予算ではなく補正予算であがってきているのですが、内訳はの質疑に対し、18ページの国民健康保険関係償還金につきましては、平成21年度の療養給付費交付金の額の確定による返納金が965万1,000円で、19ページの国庫支出金返納金につきましては、平成19年度の財政調整交付金の算定誤りに伴う返納金が1,096万1,000円でございます。返納金につきましては、社会保険診療報酬支払基金へ6月に実績を出しておりまして、決定した額です。それによって返納が生じたとの答弁でありました。

平成19年度の算定誤りというのは、調整交付金の申請の誤りですかの質疑に対し、算定誤りにつきましては、平成19年度当時に算定されましたときには、これでよろしいということだったのですが、今年度に入り、国のほうから算定に含めてはいけない数値が記載されるとの指摘がありましたので、その数値を除いて算定し直したということです。算定する際には、県のほうにも確認をとりながら進めていたと聞いておりますが、県の見解と国の見解の食い違いによるものですが、結果的に算定誤りという形で処理することとなりましたとの答弁でありました。

8ページの基金の繰入金ですが、財政調整基金の現在高の質疑に対し、平成22年度当初現在高が2億5,062万3,000円で、年度中積み立てが1,000円、年度中取り崩しが7,224万1,000円で、年度末現在高が1億7,838万3,000円となる見込みですとの答弁でありました。

14ページの前期高齢者納付金も平成20年度の決定ということですが、かなりの金額が補正されて、当初予算とは食い違っていますが、その理由はとの質疑に対し、前期高齢者納付金当初予算編成用の試算システムが社会保険診療報酬支払基金のほうにあり、平成20年度のとときに実際とはかけ離れた数字が算出された経緯がありました。こちらにつきましても過去2年間の推移によって、当初予算を推計させていただいておりました、今回、拠出金額が決定されましたことにより、補正をお願いするものです。予算編成時には余裕をもって計上していたことにはなりますが、過去の推移によるものです。積算根拠をほかの推計と同様に過去の推移によるものとしたほうが、予算編成の考え方の統一が図れるためにそうさせていただきました。医療費にかかる予算編成は、ほとんどが当該年度ではわからないところがあり、推測によるものが多くなります。ただ、年度途中であっても金額の判明したものにつきましては、随時補正を行っておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、いろいろ指摘させていただいたが、当初の見積もりと大幅な食い違いがあるということは指摘しておきたいと思うが、医療費のことである程度はやむを得ないと思いますが、今後当初予算は保険料算定のもととなるだけに、今後正確な国保運営に努めていただきたいということを申し上げて、賛成したいと思いますとの賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第50号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての審査を行い、質疑、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第51号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行い、質疑、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第52号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行い、質疑に入り、介護職員待遇改善交付金が入って、すべて人件費に適用されたとのことですが、具体的には、何人の嘱託職員に対して利用されるのか。また、この

ような人件費とか手当はやはり年度当初からするのが一般的ですがの質疑に対し、介護従事者ということで18名の嘱託職員に対して行っておりますが、介護職員待遇改善交付金につきましては、正規職員の定期昇給も補助基準に入ります。赤羽寮の場合には、半分以上は嘱託職員ですが、特養の介護の8名の正規職員の定期昇給分もこの分で見させてもらっています。また、当初予算で組みたいのですが、当町の当初予算の算定が12月ごろで、最終的に決定されたのは2月でした。それで当初予算には間に合わなかったので、3月議会にも確定次第、補正予算で対応したいと申し上げていたと思います。それで今回9月補正で固まったので計上した次第ですとの答弁でありました。

続いて、介護職員待遇改善交付金はいつまで続くのか、月にしたらいくらぐらいになるのかの質疑に対し、この制度は時限立法2年半で、23年度で終了します。そのあと24年4月に介護報酬改定がありますので、その中で、上積みがあるという流れできております。赤羽寮もこれで366万円の補助金をもらうのですが、その中で、今度の介護報酬改定、政府のほうで協議しており、その中に織り込めるようになるのでは、という情報がきております。嘱託職員制に変えた時点で、大体、給料ベースで臨時職員からの給料ベースでいきますと、1万5,800円ぐらい上がっています。これがもともと制度の中での趣旨にあり、1万5,800円のベースアップとなります。もう1つ、処遇、特別手当ではないのですが、特別休暇の処遇改善も同時にさせていただいており、職員のモチベーションも上がって頑張らせていただいておりますとの答弁でありました。

この1万5,800円が将来も持続できるのか、民間ではこの事業を正式に申し込んでいないところもあるようで、なぜなら時限で、2年半もすれば、その交付金がなくなる。なくなったら経営が厳しい会社としては自腹のその分の給料を上積みできないので、その職員の給料を下げなくてはならない、そのように聞いている。町の特養の場合は時限立法が切れてもずっと金額は別にして続けていけるのかの質疑に対し、嘱託職員につきましては、あくまでも1年間の契約なので更新をします。給料ベースに関しては、その分はずっとそのままいきます。ただし、公務員と同じように人事院勧告で下がることがあるので、下がったときは同じように下げますというようにお願いしてあります。今の給料ベースを引き継ぎますので、続けていきますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、請願第1号「保護者負担の軽減と就学・修学支援にかかわる制度の拡充」を求め

る請願書についての審査を行い、紹介者議員より内容説明を受け、質疑に入り、保護者負担の軽減と就学・修学支援の2つがありますが、後者の修学支援とは具体的にはどういったことでしょうかの質疑に対し、就学という意味は、習って学ぶこと、修学は学問を修めること、高校の無償化は前者にあたり、奨学金の改善については一部前者にもあたりますが、後者の修学にかかるものもあると考えておりますとの答弁でありました。

奨学金の改善の内容と、対象は高校までなのかの質疑に対し、奨学金改善については、三重県高等学校等修学奨学金制度のことを言っております。したがって、奨学金の改善がどのように進められたかといいますと、一定の拡充がされているということになっております。改善された点につきましては、これまで三重県の奨学金を借る場合、ほかの奨学金と併用して借りれないということがありました。例えば、日本学生支援機構の奨学金、母子寡婦の福祉基金、生活福祉基金などとの併用ができませんでした。ところが、改正後になりまして、すべて併用が可能となりました。2点目には、連帯保証人についても制限の緩和がなされております。改正前ですと連帯保証人は三重県内とし、例外として近隣の府県としていました。また、三親等の場合は、すべて都道府県に在る必要がございました。改正後、原則三重県内、例外としてすべての都道府県で可能と変わっております。まだ、何点かございますが、それぞれ緩和されてきたということでございます。ただ、これについては、三重県の奨学金ということでご理解をお願いいたしますとの答弁でありました。

続いて、上申書の中の下段の「保護者負担」とあるのは、ほかに「本人」も入れるべきではないのかの質疑に対し、これはあくまでも保護者の負担を軽減するという意味での奨学金制度ですが、本人が奨学金の受領が終わり、本人が収入を得るようになれば、当然本人が返すべきだと思いますので、私はこれで良いと思いますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

続いて、請願第2号「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める請願書についての審査を行い、紹介者議員より内容説明を受け、質疑に入り、現在、紀北町ではどこの小学校で1、2年の1学級30人学級、中学校では35人学級が実施されているのかの質疑に対し、現在40人学級で行っていますが、今後30人学級が採用されるのであれば、東小学校、相賀小学校、紀北中学校、潮南中学校の4校が対象となってきます。ただ、三重県には下限がございますので、そうすると1年、2年生が対象となるわけですが、1年生では73人以上で24人、24人、25人ということで、町内では該当する学校はございませ

ん。ただ、少人数加配などで実際には分けてやっている学校もありますとの答弁でありました。

続いて、毎年下限の25人が少人数学級の実現への障害になっていると意見を出しておりますが、進捗状況はどうかの質疑に対し、請願にもありましたように、教職員の定数改善計画という時期にきています。現在、教職員定数改善計画第8次計画でございまして、これにつきましては23年度から30年度の8カ年にかけて、小中学校の35人学級を実現するといった計画がございまして、ただし、小学校1、2年生につきましては、平成23年度から28年度の6カ年にて40人から35人に、さらに29年度から30年度の2カ年で35人から30人学級の実施という状況でございましてとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

続いて、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願書についての審査を行い、紹介者議員より内容説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

続いて、陳情第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書についての審査を行い、事務局より請願・陳情文書表に基づいて説明後、福祉保健課長より、福祉保健課では、町村会を通じて、国へ助成をお願いしているところであるという説明後、質疑に入り、実際に紀北町ではこのような実績があったのか、患者数はわかりますかの質疑に対し、補助していればわかりますが、そうでないので把握していません。患者数についても把握しておりませんとの答弁でありました。

各地方自治体の中で費用負担をしているところを把握していますか。町の予算として財政要求したことはありませんかの質疑に対し、県下の状況は伊勢市が全額助成しており、年齢は中学生を対象としております。予算の要求につきましては、町長とも話はしていますが、近隣の市町の動向を見ながら、要求をしていきたいと思っています。現在、全国で114市町村がパーセントにしては6.5%の市区町村が実施している状況ですとの答弁でありました。

近隣市町の動向はどのようになっているのか、近隣の市町とコミュニケーションをとるべきであり、県に任せるのではなく、近隣市町との連携をして、声を上げて国に助成を求めるという方法がある。尾鷲市と協力し、打ち合わせしていくのはどうかの質疑に対し、行っていないのは確認しているが、動向まで確認していません。ご指摘のとおり尾鷲市と東紀州一

体で連携を取りながら進めていきたいと思っておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、2人の委員から賛成討論があり、私も議会で一般質問で公費助成を求めて質問しました。町に国へ町村会を通じて陳情していただいています。また、婦人団体とかの請願も国へ届き、8月26日には、来年度の予算では150億円の予算が付いたという情報も得ております。1日も早く公費助成が実現することを願って賛成します。また、もう1人の委員から、女性特有のことで言いにくいのですが、テレビでずっと見ている限り、特に十代の女性への接種が最も発がん予防効果が高いことを確認しました。1日も早く公費で持って予防しないと日本の将来にもかかわることですので、この陳情については強く推進を要請するとともに、賛成するものでありますとの賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択理由は、願意妥当として採択させていただきました。

以上で、本委員会に付託されました10案件についての、審査の経過と結果についての報告を終わります。

#### 北村博司議長

次に、産業建設常任委員長 中津畑正量君。

#### 産業建設常任委員長 中津畑正量議員

皆さん、おはようございます。

平成22年9月議会定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る9月9日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、産業振興、建設、水道それぞれ課長、及び職員の出席でありました。

それでは、経過と結果について報告いたします。

議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について、審議に入り、質疑が行われました。質疑の中で、ペットを飼ってはいけないと決まっているのであれば、早く対処すべきではなかったのかという質疑に対しまして、ペットについては居室内で飼育できないと伝えております。今回の対象となっているケースについては、約21年間入居し、その間、すべてではないがかなりの期間でそのような状態が続き、担当も苦勞して指導を続けたが、応じてくれなかったとのこと。結果的に19年4月に飼育している猫とともに退去していただいた。原則、ペットは飼育できないことになっておりますので、今後も指導を続けていきたいと思いま

すという答弁でございました。

続いて、きちんとした法的な条例をつくるべきではないかという質疑に対しまして、入居のルールを破って、第三者に危害を与えるような迷惑行為があった場合は指導して、それに従わない場合は退去を命じることができるとなっているが、結果的にそれに応じない場合は訴訟を行い、裁判所の決定をもって訴訟による明け渡しとなります。町が裁判による明け渡し請求を行ったという事例はございませんが、今後、家賃の滞納や今回のようなケースの場合、法的な手段に訴え、明け渡しを求めることも重要なのではないかと考えています。明け渡し請求を出したとき、おおむね1カ月程度の期限をきり、滞納家賃の支払いや明け渡しの要求を添えて請求をします。そこで明け渡しがされない場合は、次の段階で訴訟となるが、これは地方自治法の関係で議会の議決を得て、訴えの提起になるということで手続も必要となりますという答弁でございました。

続いて、常時20匹ぐらいいたと思うが、それだけいけば町も注意、指導すべきではなかったかと思うがという質疑に対しまして、課長のほうから、4階建て、16戸の集合住宅であったので、上の階や下の階の方からもいろいろ苦情もあったので、当時の担当者も指導を続けていたみたいだが、結果的に退去するまでかなりの期間がかかってしまいましたという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、採決の結果、全員賛成、よって議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号 紀北町一般会計補正予算（第2号）「産業振興課」分について審議に入り、質疑が行われました。

質疑の中で、28ページのふるさと雇用再生特別基金事業について、町内から3名と聞いているが、審査委員は誰か。答弁として、募集につきましてはハローワーク尾鷲に申し込みまして、そのあとに、三重FM放送株式会社に委託するので、FM三重で審査すると考えておりますという課長答弁であります。

関連して、審査委員会をつくって、こちらで審査してはどうか、地元の手を離れてしまうと不公平になりやすい、町内でやったほうが皆の目があるため公平になりやすいと思うが、どうかという質疑に対しまして、課長のほうから答弁として、審査の場所は紀北町でお願いしたいが、専門的な部分もあるので、こちらで審査するのは難しいが、審査員として地元の人も入ってもらうことも考えていきたいという答弁がありました。

続いて、26ページの白浦の墓地の件であるが、民家の上に覆い被さってきたり、倒れてきた場合、産業振興課の担当になるのかという質疑に対しまして、答弁として、町有林であれば町の管理ということで産業振興課の責任になると思いますという答弁でございました。

続いて、27ページの藻場育成はどういう方法か、他所では間伐材を沈めてあるというものもあるが、そのときだけで長続きしないことにならないか、一度長島で鉄骨で組んだものを見たが、その後の追跡調査は聞いたことがない、成果はあるのかという質疑に対しまして、23年度の設置場所は白浦を予定しております。昨年は三浦と島勝の地先で10基設置しました。1基あたりの大きさ幅 2.2m、奥行き 2.2m、高さ0.75mの大きさのものを沈めて藻場を育成するというものであります。昨年の分10基については調査する予定でありますという答弁でございました。

続いて、28ページ、ふるさと雇用再生特別基金事業は、議決されたら募集はいつごろからになるのか、どういう方法で募集するのかという質疑に対しまして、課長のほうから、予算を承認していただきましたら、FM三重と契約し、その後、FM三重からの情報も流していただく、そしてハローワークで募集をかける。時期といたしましては11月から実施したい。10月中に委託業者と契約したい。広報等の周知については検討をしていきますという答弁でございました。

続きまして、一般会計補正予算（第2号）「建設課」部分について審議に入り、質疑が行われました。質疑として、34ページの委託料18万 7,000円について、91戸、1戸当たり 1,800円の漏電の調査費用となっているが、何箇所の住宅を、別々の離れている住宅だと、計算すると経費をみているとあるが、1戸当たり 400円もないが、バラバラの箇所だと1戸当たり 1,800円の価格でできるのだろうかという質疑に対しまして、山本課長のほうから、1戸当たり 1,800円ということであるが、いくつかの団地の電気の絶縁状況をテストすることなので、すべての91戸が点在するという状況ではないので、電気保安協会が見積もりしているので執行できると判断をしておりますという答弁でございました。

関連して、電気保安協会と契約することになるのかということに対しまして、山本課長のほうから答弁として、保安協会だけでなく他の業者の見積もりも徴収して、それに基づいて手続を踏んでいきたいと、そのような答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、採決の結果、全員賛成、よって議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）当委員会所管部分について、原案のとおり可決するものとして決定をいたしました。

続いて、議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の審議に入り、質疑が行われました。補足説明はありません。質疑に入りまして、職員で不足しているとかはないのですか、技術職が足りないとか、予算、給料にも絡んでいるので、例えば災害などあったときに人員として手薄になるのではと感じるときがありますが、どうですかという質疑に対しまして、水道課長のほうから、現状では、今のところ対応できると思いますが、委員のおっしゃるように、災害のときには全庁挙げて対応していく必要があると思いますが、通常の業務については何とか対応できると思っていますという答弁であります。

関連して、水道課の業者の協力を得ますとなっているが、協定を結んでいるのか、建設業者は協定を結んでいる、そういうことをやっているのかどうかという質疑に対しまして、課長のほうから答弁として、ただ建設協会は組織がありますが、水道業者の場合、紀北町内においては協会というものはありませんので、各社と協力体制ということでお願いしているところであるという答弁でございました。

また、質疑として、家庭内で極端に水道料金が多くなった場合など、家庭の人もわかるだろうが、漏れている場所もわからない場合など、職員が指導をする場合もあるのですかという質疑に対しまして、課長のほうから答弁として、検針結果で異常数値が出た場合は、その家庭において再度数量をチェックし、多い場合は家庭内の蛇口を全部止めて、メーターが回るか確認して、漏水が発生しているというのは家庭にお伝えしており、修繕工事を行ってくださいというのはやっております。

関連して、水道料金のことですが、現在、長年未納であるとか、給水停止しているとか、今後給水停止するとか、現在の状況はどうかという質疑に対しまして、課長のほうから、今現在、給水停止が行われているのは海山区で3件継続中というのがございます。これについては井戸水があるとか、特殊な要因があるというのがございます。現在、長期未納者に関しては、納付誓約をとりつけて毎月定期的に支払いをするように誓約させております。誓約書を履行できない場合には給水停止措置をしております。給水停止措置が今年2年目に入りますが、かなり住民に浸透してきたのかと思われ、かなり未納が減っているのが現状でございますという答弁でございます。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、採決の結果、全員賛成、よって、議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件3件についての、審査の経過と結果の報告を終わ

らさせていただきます。

---

北村博司議長

ここで10時45分まで休憩いたします。

(午前 10時 30分)

---

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

---

北村博司議長

次に、決算特別委員長 松永征也君。

決算特別委員長 松永征也議員

皆さん、おはようございます。

それでは、決算特別委員会に付託されました案件について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

先の9月定例会初日において、決算特別委員会に付託されました平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定案件については、去る9月13日及び14日の2日間で審査を行いました。両日とも9人の委員全員の出席がありました。また、それぞれの各担当者の職員の出席がありましたことを報告させていただき、出席者の氏名等の報告は省略させていただきます。

それでは、審査の結果と経過について報告をいたします。

認定第1号 平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、報告いたします。

まず、「議会事務局所管分」でございます。

議会費について、まず議会事務局長から、最終的には幾分か流用処理により調整を図った部分が見受けられるが、切り詰めた予算の中で、効率的な予算執行がされていると判断しておりますと、不用額についても人件費と政務調査費を除くと、物件費で2万 3,047円となり、これらは節約によるものであると判断しておりますということであります。また、平成21年度においては地域活性化調査研究特別委員会が設置され、本格的な活動が行われており、さらには、議会改革についての協議も積極的に進められ、その結果、21年の9月定例会においては議員定数条例議案が提出され、次の議会議員の一般選挙から議員定数18人とすることの議決がなされており、議会改革に向けた大きな取り組みが行われた年であったという予算に対して効果等の報告がありました。

失職した2名の議員に対する報酬と12月に支給する期末手当の支払い状況についての質疑があり、10月20日に失職したことにより、報酬については日割り計算で支払っている。期末手当については、11月30日を基準日としており、その1カ月前に失職したため、12月に支給する期末手当は支給されていないという答弁でありました。

政務調査費について、21年度で申請しなかった者が1名いるが理由は何か、また過去4年間で一度も申請をしなかった者がいるかという質疑に対し、政務調査費は、希望する方が交付申請を行うことになっており、1名の方については自分の判断によるものとする。過去4年間に一度も申請しなかった方もあるという答弁でありました。

次に、「総務課」関係についてであります。

まず、歳入について、24ページ総務費委託金で、国民投票における18歳からの名簿についてのシステムをつくったということですが、毎年18歳の方が増えてくるが、今後ともそれに対して費用が発生するのかという質疑に対し、国民投票に関するシステムについては1回作成するだけで、システムの改修というものではございません。あとは住民基本台帳が動くごとに連動していますので、それで18歳以上が引き出せるシステムをつくったという答弁でありました。

また、戸籍があっても実際に存在しないという問題が発生しているが、選挙人名簿との関係はどうかという質疑に対し、選挙人名簿等については、戸籍からではなく、住民基本台帳から引き出しております。今、残っていたのは戸籍でありまして、その方々は住民票の中には入っておりませんという答弁であります。

歳出については、39ページの一般管理費の中では、町長専用の公用車の運転手について、時間外勤務手当の質疑に対し、夜間とか休日に勤務した場合は、昼から休むようにし調整を

している。職員が一緒の会議に出る場合は、課長とか担当職員でできるだけ送迎するようにしており、公用車の運転手に勤務させないようにしているという答弁でありました。

町長交際費の実績を求める質疑に対し、紀北町交際費支出基準を設け、支出の金額等を定めており、式典等の祝儀については1万円を限度に、香典等については2万円を限度としておりますと、支出の主なものについては、四條畷市との交流、紀伊長島区の漁獲高優秀漁業者の表彰、県議会議員等への香典、その他母親大会とかに支出しておりますが、各地区の区民祭にお酒を持っていく場合が一番多くなっているということであります。

需用費の中で、職員の防災服については個人負担があるのか、委託料にある弁護士委託料は法律相談に伴うものか、また使用料及び賃借料の内容についてと負担金補助及び交付金で、退職手当組合への負担金についての質疑がありました。課長からは、防災服等について個人負担はなく、役場が貸与することになっておりますので、返していただくことになります。弁護士委託料は45万円ほど支出をしております。顧問弁護士との契約ということで、毎年契約をしている。26回の相談をしております。これも津市の弁護士であるということでございます。使用料及び賃借料については、役場の職員につながっているパソコンで、紀北町の例規集、国の法令等はすべて検索可能となっております。それを活用させていただくための利用料と、副町長の官舎の家賃代であり、70万 8,000円ほど支出しております。副町長から17万 3,040円いただいております。退職手当組合の状況については、紀北町においても昨年で退職者が14名あり、その前も多かったものですから、通常の場合と比較すると、紀北町の場合は相当お借りしている部分がある。退職者の人数によって上下するので、他の市町も合併以降、いろんな問題も出てきており、24年度からの検討ということで率の変更を行うなど、今後どのような負担にするか、その辺の検討が始まっているというところであるという答弁でありました。

次に、51ページの選挙費については複数の委員から質疑がありました。内容としては、町長選挙執行事業と衆議院議員の選挙執行事業について金額に相当差があるが、なぜこういう金額の差があるのか。また投票終了時間を午後8時から午後6時までとしたことについて、職員の時間外についてどれくらいの違いがあるかということで、課長からは、町長選挙と衆議院選挙の差については、一番の原因は選挙期間の差であり、期日前投票の期間における管理者とかの費用の違いで、ほとんどが人件費であります。投開票事務に関してはあまり差がありません。需用費では、町長選挙の場合は72万 2,025円、衆議院議員選挙の場合は 309万 4,972円となっております。この差についても期間が長いことと、町長選挙と違って衆議院議

員の場合は県から送ってくる物もあるが、できるだけ国政選挙等において投票箱とかの準備物を揃えることにしたため差が生じています。役務費では、町長選挙で 142万 1,210円であり、衆議院議員選挙では 205万 5,886円となっています。これについては、不在者投票への郵便代とか入場券の発送は同じですが、衆議院議員の場合は機械を使用するため、その備品の点検等の費用と、もう 1 点は、町長選挙においては広報の配付はないが、衆議院の場合は選挙広報を配付いたしておりますので、その郵送料が相当の額を占めています。なお、投票時間を午後 8 時から午後 6 時までに変更したことにより、40万円ほど減っているという答弁であります。

次に、「財政課」関係分についてであります。

歳入については、12ページの自動車重量譲与税で 707万円減少している原因については何か。また18ページの使用料及び手数料の土地使用料では、1件未収入ということだが今年度だけなのか、繰り越しがあるのか。これはどういう業種の場合で、使いみちは駐車場か何なのか。21ページの農林水産業費補助金で、当初予算と補正予算、非常に数字がでこぼこになっている。補正予算でドンと増えているが、節の林業費補助金を見ると 3,091万円の予算に対して調定額は約 900万円となっており、大幅に減少となっているが、これは何か特殊な事情があつてのことなのかどうか。29ページの財産貸付収入の土地貸付収入ですが、50件の貸し付けという説明があつたが、全員50件貸し付けして、すべてお金をもらっているのか。35ページの雑入の保険金は、どんな建物なのか、全庁舎か、などの質疑があり、答弁として、自動車重量譲与税については、エコカー減税などが関係して低くなってきている。次に、土地使用料の未納者については渡船業者で、使いみちは、駐車場や納屋などを建てている。過去に 2 年分滞納されたことがあります。そのときは一括して払っていただいた。ただ21年度は結果的に納入がなかったということでもあります。本人からは念書もいただいておりますので、もう一度よく確認して、町としてもきちっとした態度でいきたいと思っております。次に、林業費補助金については、美しい森林づくり交付金で繰越事業の補助金の関係で、そういったバラツキになっています。次に、土地貸付収入については46件となっているが、その中で、電柱の土地使用料は中部電力 1 件だけでたくさんの筆数があります。貸し先別では 46件というところである。次に、建物共済については、紀北中学校の火災に対する火災保険金が含まれています。その他は公用車による事故等に関する保険金収入であるという答弁であります。

歳出については、43ページの財産管理費の中では、地域活性化交付金事業の地上デジタル

テレビ購入とチューナー対応についての捉え方、また、嵐屋の解体と三戸分校解体事業について、庁舎管理業務について、公用車の購入について、積立金について、補償補填及び賠償金の不用額についてなど、さまざまな質疑が行われ、課長からは、デジタルテレビ購入については、幅広く見られるよう設置しているテレビについてはデジタルテレビ本体を購入し、いろんな公共施設で各部屋に設置しているものについてはチューナー対応という考え方であるということでありました。次に、嵐屋旅館と三戸分校の跡地の活用について、嵐屋の活用についてははっきりとした計画は決めずに、交付金事業を活用して、まず解体を行ったものと、今後の活用については1年ぐらいで考えていきたい。その間は、規定を設けて、住民と団体の方に活用していただく中で、将来に向け本格的に計画を考えていくべきだと思っている。三戸分校跡地の活用計画を立ててはいません。解体費用は201万4,000円ということです。

次に、庁舎管理事業においては、今でも電気代等は区別して管理しています。今後においては、区別できるものについては個々に集計していくように努めていきたいと思います。ただ、庁舎の管理委託のような場合は、区別するわけにはいかない部分もありますので、そのようなものについては一括ということになります。項目別で、電気使用料については、本庁ですと20万6,575kw、町民センターでは8万8,000kw、教育委員会事務所では1万2,000kwという数字になっています。全体でということでは分けておりません。次に、公用車の買い替えについて、交付金を活用して低燃費の公用車を購入いたしており、環境に配慮したものに買い替えをしたものです。公用車は全部で130台あり、そのうち40台は本庁管轄で、14台が支所管轄です。それ以外に消防団とか各出先機関で80台ほどあります。車検については、一部の業者に偏っているのではないかというご指摘をいただきましたが、どういう形でいくかというきちとした方針はできていません。基本的には購入先で車検をお願いすることが多く、多くの業者から見積もりをとるということはやっていません。車検については法定費用とか手数料、修繕費等がかかるが、業者によって差が出るのは手数料とか修理費であります。基本的には購入の際に、安く落としていただけたところというのは、比較的そういったところも安くしていただけたということが多くなるといっていいことでありまして、そういうケースが多くなっているものと思います。入札に関して、財政課で入札を執行しているものについては、町内の業者中心で行っていますし、今後もそのように考えています。次に、地域振興基金については毎年1億1,400万円を積むものであるが、最後には償還しなくてもいいということではなく、15年償還で3年間据置ということで、利息だけまず3年間支払いをして、4

年目から元金均等で償還していくこととなります。交付税について70%は交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。次に、補償補填及び賠償金は、公用車の事故等があった場合、相手側に補償するための費用で、まず予算化する必要があります。歳入においては、保険金で入ってくることになるが、支出する予算を多く見積もっていたために不用額となっていますという答弁でありました。また、経費の節減に対する具体的な取り組みについての質疑に対し、燃料費等の節約で一番大きな要因は、車を省エネの低燃費型にたくさん変えさせていただいたことで、燃料費等で200万円ぐらい減しております。またETCの登用で割引が拡大したこともあり、53万円ほど節減されている。電気代については70万円程度下がってきております。なおかつデマンド警報装置をつけたことにより、一定の電力に達すると警報が鳴る仕組みとなっており、エアコンのスイッチを切ったり、温度を調整することにより、基本料金等で違ってきております。支所に関しては、ボイラーの燃料に重油を使用しており、毎年96万円ほど経費がかかっていましたが、21年度はストーブにしたため、燃料費だけで30万円ほど減っています。

105ページの公債費については、利子については毎年減ってきていると思いますが、今の話では増えている。財政状況は年々よくなっているのに、利子が増加するのかという質疑に対し、元利合計で、平成19年度は15億9,555万8,000円で、20年度は15億7,015万1,000円、21年度は14億5,437万6,000円であります。利子の償還の分では、19年度が、2億3,511万2,000円で、20年度では2億897万円、21年度は1億8,238万3,000円で、20年度と21年度の差は2,658万7,000円下がってきております。19年度と20年度の差は2,614万2,000円下がってきておりますという答弁でありました。

なお、当初予算編成にあたっての姿勢について、例年1億以上の決算額となるものを、頭から6,000万円に切っている。これで簡単にまた補正で5,000万円増額して計上される。当初予算である程度の金額を組んでおいて、補正ですぐ増額するようなことは、隠し財産があるのかと疑いを持たれる。予算の組み方をもう少し改善する考えはあるのではないかという厳しい指摘がありました。財政課長からは、塵芥処理費の修繕料については、実際には1億程度要るにもかかわらず、当初予算で6,000万円を計上し、必ず毎年数千万の補正予算が出てくるということで、予算の組み方についてどうなのかということですが、隠し財源というご発言もありましたが、隠し財源ということではなく、1億円からの一般財源ということで、繰り越し財源で補正という考えで組み方をしてまいりましたのは事実であります。当初からみるのが当然であるということで、今後はできる限りそういった格好で財源を確保

して、当初でみるという方向で予算編成を持っていきたいと考えています。それ以外においても、このような予算編成を行っている部分があるのではないかとありますが、ほかにはこのような考え方をしているものはございませんという答弁でありました。

次に、「出納室」の関係についての質疑はありませんでした。

次に「企画課」についてであります。41ページの文書広報費のCATV行政放送事業について、町民の方に放送時間等についてのアンケートをとっていると聞いているが、集計はできているのか。またその結果、22年度も同じように6時から24時までとしているのか。また、来年度からデジタル化放送となると、行政放送についてもデジタル化に対応できるのか。また放映化するのに予算が発生するのではないかとこの質疑に対し、すでにデジタル化に向けた予算を22年度にみていただき、会社としてもデジタル化の体制を整えている。アンケート結果も考慮した上で、22年度も6時から24時までということで続けていくという答弁でありました。

次に、43ページの企画費については、地域公共交通のあり方に関する基本的な考え方について、複数の委員から質疑がありました。調査報告書については、これは計画ではないため、議員には配付していません。方針については、今回の調査は大部分が各種のアンケート調査によるもので、内容的にはアンケート調査の部分がかかなり占めております。調査に基づいた基本的な方向は、この調査結果として出されております。それに基づいて検討を加えていきたいと考えているが、これから具体的に地域住民の方々と相談をさせていただきたいと思っている。あくまでもこの調査は方向ということで出されているものである。これから地域の方々を含め、委員さんを含め検討をしていきたいと思っておりますと、町としての考え方をまとめたものではなく、アンケート調査に基づき、それを分析した結果、こういう方向がいいであろうというところを調査としてまとめたものであります。具体的にこういう形でいくという結果報告ではありません。町内には3つの路線にバスが走っており、国道42号線を走るバス、河合線、島勝線の3本が走っています。町内的には結構バス交通がきちんと整備されている地域ではないかと思っておりますが、高齢化が進む中で、地域の方々からは要望もいただいております。町としても、基本的には今の路線を維持しつつ、もっときめ細かな、空白地についての調査も実施したうえで、高齢者等の不自由さをなくしていけるように対応を具体的に考えていかなければならないと思っております。三重交通としても赤字の部分については非常に大きな負担をしており、是非とも利用率を上げてやっていきたいという考え方であり、町も全く同じ考えである。したがって、バス停の改善を行ったり、場所を変更し

たり、また路線や時間等の調整も行っていますが、利用率を上げることについては非常に難しいところがあります。今後においては、利用していただかなければ町の負担が増える一方となるので、地域の方々と相談もしながら進めていきたいと思っておりますという答弁でありました。また、同じく企画費の負担金補助及び交付金について、古民家の改修事業の補助金があるが、駅前で事業が行われて、嵐屋でできなかったのかと思うが、嵐屋でできなかった理由を伺いたいという質疑に対し、今回の交付金の補助対象の趣旨は古民家再生ということで、それに付随し木造住宅の振興という2地域居住、つまり都会と紀北町の2つの地域において、生活体験施設の整備等による2地域居住等の促進ということで、空家とか古民家の改修等によるものや、U I J ターン希望者の定住促進のための施設の整備という条件がついています。平成20年12月24日に県から事業要望の提出依頼がきています。提出期限が1月7日までという、期間が非常に短かったということもあります。毎年ある事業ではなく、国のほうから出てきた事業であり、これに対応できるような施設というものがなかなかなかったわけであり、当初からそのような計画があったということで、ここが申請してきたということで、国のほうで認可されたということでありましたという答弁でありました。

次に、「税務課」関係についてであります。

質疑としては、主に町税に対するもので、個人税、法人税、その他の税について滞納処理と不納欠損等に対して複数の委員から質疑があり、税務課長、または副参事からは、21年度の不納欠損は、町税全体で地方税法第15条の7第5項に基づくものとしては、平成13年度から20年度までの111件、地方税法第18条の時効によるものとして、平成7年度から平成15年度分の512件が不納欠損になりました。5年以上経過した分が時効で不納欠損として処理しています。徴収権の消滅による時効の中断は、誓約書等をいただいた場合は中断します。また一部納付した場合も時効の中断となります。5年間支払いがない場合とか誓約書の提出がない場合は時効を迎えてしまいます。できるだけ一部納付とか、誓約書の提出を求めるように努力していますし、県と共同して徴収業務にあたっています。管理回収機構への移管に当たっては、ある程度、内部の審査委員会でもって、滞納額、時効の関係、滞納年数とかの規定項目を設けて点数を付け、25点満点のうち17点以上の方については管理回収機構へ移管する方法をとっています。22年度からは、税源委譲という関係もあるが、三重県全体で市町村民税の徴収率が過去最低ということで、県としても力を入れ特別滞納整理班を設け、なおかつ紀州地区においては尾鷲県税事務所に紀州分室を設けています。県の職員と尾鷲市と紀北町、うちの税務課の中から1名職員が駐在して、現在かなりの効果を上げています。1年5

00件を目途にし、これまでに町県民税では 2,000万円以上の徴収効果が出てきています。徴収率は、平成20年度ぐらいから少しずつアップしています。19年度までは、町独自の差押えとかはやっていませんでしたが、19年度から徐々に差押えをやってきており、少しずつアップしてきたのかと考えております。整理班に対するシステム立ち上げに 1,000万円の投資ということですが、全額県の負担です。集めてもらった町県民税は一旦町に納めていただき、その中から県民税として4割弱を県に支払うことにしております。管理回収機構へは平成16年度から移管しておりますが、当初は件数も多く、徴収金額も多かったのですが、年々、回収機構に移管するものについては難しいものばかりとなっております。町としても滞納整理に伴うノウハウも少しずつ得てきており、回収機構に移管する件数も少なくなっています。ただ、公売、不動産の公売なんかはまだノウハウは少ないということと、公売となると、かなりエネルギーが要りますので、なかなか時間もかかることから、そういうものについては回収機構に移管したいと考えています。また、回収機構に支払いする金額ですが、年度当初において一括して支払うことになっていきますので、年度当初に 317万 3,000円支払っています。なお、年度内の実績に基づき精算がされることになり、21年度においては 196万円返還されましたが、その返還額については歳入の雑入で受け入れすることになります。実質支払った金額は 121万 3,000円ということであり、実績としては21年度で公売にかけていただいて 200万円ぐらい回収いたしております。今後においては町でもって処理ができるよう、現在回収機構に1名派遣しています。2年間勉強していただいて、そういうノウハウをしっかりと学んできていただき、もっと充実した対策をとっていきたいと考えていますという答弁であります。

次に、「住民課」関係についてであります。

43ページの財産管理費で集会所の管理について、片上集会所改修工事の内容について、維持管理費についてなどの質疑があり、住民課長から、片上集会所はスロープと裏の小屋根の塗装を行います。大原集会所についてもソーラーシステムにしたいという話がありましたが、設置は無理だということで進んでいます。建物共済については、公共施設ということで町が負担するものである。建設に伴う前金については、工事に際して支払われるべきで、条例に基づき支払ったものであるという答弁でありました。

47ページの定額給付金給付費について、該当者に対し 100%給付できたのかどうかという質疑に対し、定額給付金については21年10月15日現在で、対象者は 8,947人で、内訳は日本人世帯が 8,734人、外国人登録者数が 213人で、申請件数が 8,874件で、申請率が 99.18%

であった。未申請の件数は73件ということです。7月末で未手続きの住民に対しては再通知を行い、9月には電話をし、9月末には行政無線で放送をいたしました。また地元紙に掲載いたしておりますという答弁でありました。

62ページの母子福祉費の中で、一人親家庭に対する医療費助成事業であるが、今年の8月からとなっていたと思うが、一人親家庭の中には父子家庭は入っているのかという質疑に対し、ここでいう福祉医療費助成金では、入っておりますという答弁であります。

次に、「福祉保健課」関係についてであります。歳入16ページの11款分担金及び負担金の中の民生費負担金で、児童福祉費負担金について、収入未済額が433万780円となっているが、この未済額が生じている理由について伺いたいという質疑に対し、21年度では8世帯滞納があって72万3,820円ですと、過年度は21世帯あって360万9,960円となっています。この理由は、生活費が優先されるということで、なかなか支払いのほうに難しい状態であるということです。滞納の延長とかの手続きも取っていますので、徴収に行ったりしていますという答弁であります。

歳出については、57ページの老人福祉総務費の中の委託料で、一人暮らしの高齢者に対する配食サービス事業についての質疑があり、20年度が46名、21年度が52名と若干増えているのですが、最近減少状況にあるということは、300円から400円に上げたこと、介護保険事業でヘルパーが食事の用意をする事業もあり、以前は配食サービスを利用していた方で、介護保険事業を利用された方もあって、減少しているものと思っています。今のところ特に利用者から値下げの話は聞いていない。いろいろ理由もあるので、それらを検討しながら対応していきたいと考えていますという答弁でありました。

次に、59ページの児童福祉総務費で子育て支援センター設置事業費938万円ですが、これはどういう積算方法で金額を決めているのかという質疑に対し、業務委託料の積算方法については形態はいろいろあり、広場型、センター型、児童館型に分けられ、昨年度実施されたのはセンター型の経過措置分として、小規模型ということで3カ年させていただいております。相賀幼稚園、ひかり保育園、加藤小児科については、基本額として257万6,000円であり、加藤小児科については保健相談の加算分として135万2,000円となっています。さらに、ふらここ保育園については町単独事業でありますという答弁でありました。

次に、61ページの保育所費の中の私立保育所保育対策事業について、障害者保育とか重度、または特別加配は主に一般財源となっているが、町単独の事業を行っているのかどうか。全国的には待機児童が問題となっているが、町としての状況はどうかという質疑に対し、

現在のところは町単独事業しかありませんが、もともとは国庫補助、県補助があった。国庫補助は平成10年ぐらいに廃止され、県補助は平成20年度以降廃止ということになった。病児保育や延長はやっていませんが、次世代の育成支援対策行動計画を昨年度作成させていただき、平成20年度に病児保育や障害児保育も含めて、アンケート調査を実施しています。その中で一部実際には意見がありました。これは次世代計画の委員と相談し、これが事業化できるかというところまで検討させていただいたうえで、現在のところはやっていないということで計画書にも記載させていただいております。

次に、63ページの4款衛生費の保健衛生総務費の負担金補助及び交付金の中に、救急医療体制事業負担金 1,729万 1,000円があるが、これは具体的にどういう事業なのかという質疑に対し、救急医療対策事業とは、日曜、祝日、年末年始、夜間など診療時間外に発生する地域住民の急病人等の医療の確保を図るため、尾鷲地区の救急医療機関である紀北医師会、三重県歯科医師尾鷲支部、三重県薬剤師会紀北支部、尾鷲市、紀北町、三重紀北消防組合、尾鷲総合病院、尾鷲警察署、尾鷲保健福祉事務所で構成する、東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会が行う事業であり、在宅輪番当直制の運営経費及び病院群輪番制の運営に係る経費が市町村に一般財源化され、補助制度は廃止となっております。尾鷲市と紀北町で国勢調査による人口割で算出するというので、その割合については尾鷲市が0.53、紀北町が0.47ということです。町の負担金については救急医療対策事業に対し負担するものであって、尾鷲総合病院の管理運営等に対し負担するものではないため、交付税の配分などという問題は発生しませんという答弁であります。

次に、「環境管理課」関係についてであります。

歳出65ページの環境衛生費の中で、浄化槽設置整備事業があるが、生活排水の処理対策は三重県下でも最下位である。地下浸透はいろいろと障害になっているのではないかと思う。地下浸透の方法をとっているのはどれぐらいあるのかという質疑に対し、22年3月の資料で、紀北町全体で浸透式が2,808基となっている。ほかの市町についての現状は把握していません。浄化槽は個人の敷地内に設置されることから、きめ細かい側溝とか整備していかなければいけないと考えます。平成22年3月現在の浄化槽設置数は、合併浄化槽で1,235基です。浄化槽を設置をする場合には3分の1の助成を行っているが、維持管理については個人負担であり、検討していない。また、環境衛生費の火葬場事業について浄聖苑とやすらぎ苑があるが、紀伊長島区も海山区の浄聖苑に来た場合、能力的にどうかという質疑に対し、浄聖苑は炉が2基あり、1日4体が限度となっております。実績は、海山区で145体、やすらぎ苑

は 148体、年間計 293体でした。将来は浄聖苑 1 箇所で行うようにしたら良いということですが、検討は今のところしていません。今後、検討していきたいと思うという答弁でありました。

次に、67ページの塵芥処理費については、さまざまな質疑がありました。修繕費については、例年 1 億円以上あるが、予算計上するときに課としては、毎年当初予算で 6,000万円となっているが、このような金額で計上するのかという質疑に対し、当初予算見積もりについては、やらなければならないものを予算要求するが、予算査定の中で、限られた歳入もあることから 6,000万円という枠をもらうが、担当課としては見込める分の要求はさせていただいております。今後、予算要求においては、強く要求していきたいと思っておりますということでした。

次に、R D F 施設の今後の運営方針に対しては、R D F 施設については、平成20年に燃料費が高騰したときに 1 箇所にしなければという意見もあったが、三重県の R D F 発電施設の撤退が 4 年間延びたこともあり、現時点では 2 つの施設を稼働するという考えであります。次に、ごみ減量化のための事業の成果に対しては、ごみの減量化についての成果ということですが、ステーションについては、資源ごみとして古紙とか新聞紙が出されますが、例年と比較して成果の把握はできると思うが、エコバッグやハンディーバスケットについては、把握の仕方が難しい面もあると思う。ハンディーバスケットは全世帯に配付しましたが、紀伊長島区においては初めての試みであったため、高齢者の方から、今まではナイロン袋に入れて 1 回置きにいったら良かったのが、またハンディーバスケットを取りに行かなければならぬので、二度手間だという声もあります。ごみ袋を減らすという目的ですので、もっと活用していただくよう広報等で P R させていただきたいと考えております。エコバッグについても、現在利用されているかの把握はしていません。広報紙で P R させていただきたいということでもあります。次に廃食用リサイクル事業の成果についての質疑に対し、廃食用リサイクル事業については、21年度は 91万 4,453円でした。収集量は年々減少はしているが、原因としては油の回収に民間の業者が飲食店を中心に回収している関係もあって、減っているものと判断している。容器を持ってきて、無料で回収していると伺っていますという答弁でありました。また、不燃物処理場についての質疑に対し、地元の名倉区とは 25年 3 月 31 日で期限満了となります。海山区の前柱地区で測量設計したこともあるが、据置になっております。緊急の課題として、理事者のほうにあげて、早急に検討させていただきたいと思っておりますとの答弁でありました。

次に、67ページのし尿処理費について、合併浄化槽汚泥の処理量が多くなっており、処理能力の関係でかなり機械に負担というか、疲弊しているようである。今後の計画はあるのかという質疑に対し、し尿処理場は平成6年に稼働して、地元との覚書きにより15年ということで平成21年3月31日までとなっていた。期間が満了したことにより、さらに10年間の期間延長を行い、平成31年3月31日という覚書きを交わしています。浄化槽の清掃は年1回と定められているが、処理能力の関係で、待っていただいている状況です。今後の計画を考えていかなければならないと思っております。し尿処理施設の建て替えはなかなか難しいところであり、公共下水道との関連もあり、今後もっと協議を行っていきたいと思う。また、業者の施設使用料については、複数の委員から質疑が行われ、課長からは、歳入17ページの衛生使用料の廃棄物処理施設使用料 821万 958円のうち、し尿処理場の使用料は 111万 6,058円となっている。使用料については18リットル当たり2円となっています。昨年度の搬入実績は55万 8,000リットルで 111万 6,000円となっている。業者については許可制となっており、申請の際に収集範囲を記載することになっている。その範囲内しか営業はできません。保守点検等については三重県の許可であり、許可があればどこの市町村でも営業は可能ですが、清掃業務に関しては町の許可業者しかできません。清掃料金については、民間業者が決定するもので行政が金額の設定にかかわることは大変難しいところであるが、清掃料金についてはそんなに差はないと思う。新規参入に関しては法的には申請書の提出は可能ですが、現在の紀北町の施設の処理能力から考えると、新規参入は難しいということでもあります。汲み取り料金については、し尿で18リットル当たり 163円でもらっているのですが、浄化槽については人槽によって1基当たりの金額が決まっています。単位については勉強していき、検討させていただきたいと思います。また、需用費の不用額 728万 7,469円については、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費で、そのうちの修繕料については交付金事業でデータログ装置等の更新を行っており、予算 3,643万 5,000円に対し決算額は 2,919万円ということで、724万 5,000円が不用となりましたという答弁でありました。

次に、「産業振興課」関係についてであります。歳出については、69ページの農業委員会費について、報酬や委員会の業務についての質疑があり、報酬については農業委員23人に対する報酬であると、報酬については、会長が7万 4,000円で委員が6万円となっており、総額 116万 4,000円となっています。申請があれば各地区の担当委員と現地確認を行い、毎月の委員会に提案します。今回の件については、現地確認をしていただき、審査を行っていただき、承認と決定いただきました。今後においては、始末書で終わっていくというのでは

なしに、県にも相談し、もう一度検討していきたいと考えていますという答弁でありました。

次に、69ページの農業総務費で、松阪食肉公社負担金についての質疑に対し、松阪食肉公社に対しては、負担金の中で9万1,000円を支出しています。これについては、施設が松阪にあって、施設に対する関係市町の助成というものです。食肉公社との利害関係については、以前、町内で牛を飼っていたときから、安定した肉の供給という目的で負担金を出していました。年1回の会議があり、決算、事業報告等を受けますが、施設が老朽化しているということで負担金の要請がありましたので支出していますという答弁でありました。

次に、71ページの農地費の中に鳥獣対策事業として補助金が含まれているが、不用額49万1,283円の中に、鳥獣対策事業分が入っているのかという質疑に対し、鳥獣害に対する実績は40件あって、148万6,000円の補助をしていると、電気柵については町では80%が設置されており、残額については49万1,000円が生じたものであるが、すべて申請していただいたと考えているということでした。

次に、71ページの林業総務費について、負担金補助及び交付金の中に木造住宅新築促進の奨励金があるが、年間該当者はどれぐらいかという質疑に対し、年間49件奨励金を出していますということでありました。

次に、73ページの町有林造成費の中で町有林造成事業4,606万8,000円となっているが、事業の内容を詳しく説明してほしいということに対し、内容は、町有林の森林整備ということで、新植は6ha、補植、薬剤散布、防護柵の設置等があります。間伐は13.077haという形で、多目的機能である森林を維持するため、このような作業を行っており、内容については、山林作業員6名と嘱託職員1名の賃金で2,280万4,272円、事業の委託として地ごしらえとか防護柵の設置を業者に委託しており、金額は935万8,650円です。あとは苗代などの原材料費として533万6,849円となっています。町有林の管理に要する費用であるということです。町有林の管理については、林業の状況は大変厳しいということで、今後は企業の森というか、企業が来ていただいて町有林を貸し付けて、植え付けしたり、管理していただくというような事業も継続していく。現在、島勝地区でやっていただいた。今後も、町としては大切な林業ということであり、今までどおりやっていきたいと思う。今後の管理については、できれば地元材をとということで、公共施設にできるだけ活用していきたいと考えております。伐採後の植栽等については企業に話を持ちかけていきたいと考えていますという答弁でありました。

次に、75ページの水産業振興費の負担金補助及び交付金の中に漁業協同組合の組織緊急再

編対策事業にかかわる利子負担事業があるが、今までの利子の負担の事業と違うのか。また、これによってどのように効果があったのかとの質疑に対し、漁業基盤強化対策資金利子等負担事業については 1,069万 3,027円ということで、今年 2 月 1 日に外湾合併をしました。それまでには長島漁協については 600万円、海山漁協は 500万円を助成しておりましたが、海山漁協については 2 月 1 日前の繰上げということで 469万 3,027円を助成している。以前からの債権に対しての助成ということで、海山漁業分については 21 年度で終わります。また、漁業組合への助成については 21 年度で終わるということになります。各漁協に対しての基盤整備とか、そういうことでは町単独で予算化したり、県の事業によって実施するというような形を今後も取っていきたいと思っているという答弁でありました。また、外国人漁業研修生受入対策事業については、昨年度の決算審査において、インドネシア研修生の帰国後の動向はどうかという質疑に対し、動向調査についてはやっていません。本来なら調査をやっていきたいところなのですが、予算の関係もあってやっていない。聞くところによると、職に就いているようですが、実際に見て確認したことではありませんということになります。

北村博司議長

ただいま、決算委員長の報告中でありすけれども、まだあと 3 分の 1 ほどございますので、40、50分は要するかと思いますので、途中ですが、ここで中断をさせていただきます。

---

北村博司議長

午後 1 時まで休憩いたします。

(正午 0 時 00分)

---

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 1 時 00分)

## 北村博司議長

先ほど中断させていただきましたけれども、決算特別委員長 松永征也君、報告を引き続いて行ってください。

松永征也君。

## 決算特別委員長 松永征也議員

それでは、商工費からご説明申し上げます。

次に、77ページの商工費について、商工会への補助金であります。1,162万円を補助することとして、効果をどのように判断しているのかという質疑に対し、商工会への補助金は小規模経営改善普及事業として1,162万円で、そして道の駅マンボウの清掃の維持管理費委託料として148万400円で、合計1,642万5,000円となっております。商工会については、21年度の決算では、町からの補助金1,162万円とか、会費、繰越金等で成り立っており、予算額は1億9,099万1,000円ということで報告をいただいているということでございます。その金額が妥当かどうかについては判断していないという答弁でありました。

次に、79ページの観光費であります。道の駅海山に対しての費用と現況についてと、温泉施設管理事業、けいちゅう交流施設などの質疑があり、道の駅海山については報償費9,600円、消耗品等が10万3,096円、施設管理委託料が344万8,335円、これは交流ホールの保守点検委託料とトイレの清掃費であるということでございます。また、年会費の5万円も経費として計上しておるということであります。支出しているということでもあります。

道の駅海山については、24万円の配当金をいただいておりますので、決算においては毎年、純益として500万円程度利益が上がっているということを聞いております。トイレに関しては国土交通省の施設ということで、料金をとるということは町としては難しいと思っております。今後、よく検討し国土交通省に申し入れをしたいと思っております。スロープ部分の雨漏りについては話を聞いておりますと、指摘の箇所とは違うかも知れませんが、すでに工事を実施した部分もあります。またそういうことも含めて、現場を確認して国交省のほうへ要望していきたいと考えております。また、平成21年度紀伊長島ふるさと温泉収支決算報告ですが、歳入としては、使用料2,879万1,600円で、温泉施設の使用料であります。雑入としては自動販売機の手数料、または物品販売の売上げ等で3,016万6,295円です。歳出については、需用費で875万7,615円、役務費が19万5,585円、委託料が1,739万4,085円、その中には施設の管理委託料として古里区のほうへ清掃と接客の業務委託として1,528万6,0

00円が含まれています。あと委託料としては保守点検委託料などでありますと、使用料及び賃借料は1万2,600円となっておりますと、歳出の合計は2,635万9,885円で、差引すると380万6,410円となっておりますと、平成8年にオープンして、老朽化しているところも結構ありますと、平成20年度、21年度の収支の結果、黒字ということになったときに、地域づくり事業基金という名目で基金を積み立てております。今回、交付金により大きな事業をしましたが、定期的なものについては基金を積み立てて必要なときに取り崩していきたいと考えておりますと、20年度から地域づくり事業基金として積み立てており、明細については詳しく分けてあります。また、けいちゅう交流施設については、昨年の実績は740人の利用者で、経営も厳しい状態でありました。今年4月から、来ていただいた方の要望に対して応えるという形で、いくつかの体験型メニューを作成しております。現時点で22年度決算予定としては、1,118人になる予定でありますと、収支の目標としては3,000人を考えております。前年度までにメニューも少ないということもあったが、現在、いろいろなメニューを考えています。農業、林業、水産業という形で、来ていただいた方に魚釣りをさせていただいたり、また間伐作業をしたり、田植えや耕作をしたりというような形で、メニューをつくっています。今後、いろいろなスポーツ関係、合宿とかを含めてもう少しPRをしていきたいと思っているという答弁でございます。なお、委員からは、議員視察等で先進地の視察では、このような事業の成功事例はすべて企業会計を取り入れてやっていたと、当町でも厳しい経営方針で運営されておりますし、ノルマを厳しくかけており、その結果、町のほうに何らかの形で還元しているというようなことが見られております。そういう意味で、黒字であってもまだ紀北町の場合、甘えがあるように思う。今後、是非そのような企業会計を導入していただき、決算審査においては資料を出していただきたいと思う。という意見がありました。

次に、「建設課」関係についてであります。

歳入の17ページの土木使用料の住宅使用料について、未済額が1,535万6,000円となっております。現年度分については97.2%、過年度分は22.84%の徴収率だったということですが、昨年度の決算と比較してどうであったのか、などの質疑に対し、20年度と21年度を比較すると、現年度分においては1.49%の向上であり、過年度分については7.99%の向上です。全体については4.3%の収納率の向上となっているということでもあります。また過年度分の向上については、かなり職員が努力した結果だと思っていると、納付誓約をいただいて、現年度分に加えて納付していただく方法で過年度分を減らしていただくようにしておりますと、納付誓約をいただいた方については、履行されていると考えておりますと、一部、特殊な要

困もあって、一括して納付されたものもあると、耐用年数については、構造によって違ってきます。公営住宅法の中での基準は、木造については30年となっており、これを越えたものも多くあります。その他の構造で鉄筋コンクリート造については50年、60年という耐用年数になっているように思います。現在、耐用年数を過ぎた建物も多くあります。木造については大半に近く過ぎておりますと、現在、町営住宅を新しく建設するための基金等の積立は行っていませんということであります。

次に、主要事業の成果の中で、町道の整備事業が実施されているが、前渡金についての質疑がありました。前渡金については、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業の中にも何件かあるが、契約金額が500万円以上のものについて、町の会計規則に基づき30%を工事の前渡金として契約時に支払うものであります。契約者の方から請求があってから支払うことになっておりますということでありました。また、交付金事業については、契約が年度末になったということで、事業の成果としては21年度は前渡金のみで、その他については22年度に繰り越しをしております。矢口里2号線についてですが、括弧書きの前渡金280万円と、下の段の工事内容を示したところの280万円については重複したものであり、請負金額の30%に相当する額が280万円ということで、残りは22年度で支払うことになります。契約金額は消費税込みで96万7,500円でありますという答弁でありました。

次に、道路橋りょう点検結果の公表については、21年度において健全度評価の業務を終了しております。引き続き22年度においては、橋りょう修繕計画の計画策定を行っております。22年度の計画策定が終了しましたら、23年度にそれら2つの業務をあわせて結果を公表する予定になっておりますという答弁であります。

また、工事設計における諸経費や、町道整備における工事などにおいては、現場条件や住民の安全性を考慮した積算を行うよう厳しい意見が出されました。課長からは、諸経費の問題については、いろいろ議会からご指摘をいただいております。積算の見直しや特記仕様書の第2項の見直しということですが、そのうち特記仕様書の見直しについては8月13日からの決裁にかかる工事については見直しをするということで、町長の決裁をいただいております。町長から議長に対し文書で報告させていただくと伺っておりますという説明でありました。

また、経費率については、国交省の基準に合わせるということで、議会から要望書をいただいております。その点についても財政課、建設課、総務課を含めて協議をいたしました。改正ということで、すでに町長決裁をいただいております。工事費の構成については国交省と同

じにしておりますということです。また、共通仮設費、現場管理費や一般管理費の積算についても、一部の特殊なものを除いて国交省の基準を適用するということであります。また、安全性の問題についてであります、確かに工事費の積算においては、すべての工事において一般的には大型機械による積算をすれば、事業費はかなり下がりますけれども、現場、工事の規模、現場の条件等を勘案して設計や積算をやっています。一部、そういう現場にそぐわない積算も過去にあったことは事実でございます。課としても、積算においては全く加味していないわけでもないが、一部においてそういうことが過去にあったのは事実であります。いろいろ協会等からの指摘や意見等もいただいておりますので、より慎重に現場にあった、また住民の方の通行に支障がないよう安全性を最優先に考え、今後、業務に取り組んでまいりたいと思いますと、一般的に工事に使用する機械については、工事の規模とか、現場の条件等を勘案して決めます。県の標準仕様書なんかですと、土工量が一定の数字以上だとか、そういうようなことで大型機械の使用基準となっています。ただ、現場条件によって、幅員が確保できないようなときには、大型機械を用いることなく、現場条件にあった機械を使うように決めています。一般的に広い町道では4 mから5 mの道路幅であります。道路事業で原道の維持修繕や側溝整備を行う場合に、節減するという意識ではやっていません。確かにご指摘がありましたけれども、機械の入らないところは人力施工で当然計上はいたしておりますし、小規模な工事に関しては小型機械を使用するよう積算いたしておりますが、一部現場にそぐわない機械を使用したということは過去にもありましたし、現在もあるかもわかりませんので、今回のご指摘を十分踏まえまして、それぞれの現場にあった工事の規模、工法、現場の条件等をさらに精査いたしまして、今後の業務に取り組んでいきたいと思っておりますという課長の答弁でありました。

次に、「危機管理課」関係についてであります。

歳出89ページの水防費の委託料について、昨年度の防災訓練のときに赤岩の樋門が降りにくかったと聞いたように思うが、電動式に変えるような考えはないかという質疑に対し、樋門の管理については、県からの委託の部分もあります。赤岩の樋門については県の施設でありますので、県に対して要望させていただきますと、町の施設については町全体のことも考えて検討してまいりたいと思いますという答弁でありました。

次に、89ページの災害対策費の新型インフルエンザ対策事業について、主な事業の成果でも備品購入費が上がっているが、これらの備品はすべて使用されたのか、残った分があるのならどれだけ残っているのかと、また、その備蓄場所や消費期限などの質疑に対し、マスク

は30万 1,500枚購入し、内訳は大人用が21万 1,050枚、子ども用が9万 450枚、消毒用アルコールを 500本、手指消毒用は 180本購入しています。使用度ですが、マスクについてはインフルエンザ予防のために配付はしていない。子どもの修学旅行にあたって、西小学校と相賀小学校に 200枚ずつ渡しており、それは在庫として残っております。消毒用アルコールは使用しなかったが、手指消毒用は使用しております。手指消毒に関しては高度計画の中で公共施設に設置するというので、25箇所について2本ずつ置きました。使用量については、配付したのは82本で、在庫は60本です。保管場所については、それぞれ防災倉庫と、紀伊長島区では法務局跡に保管しております。海山の防災倉庫には、マスクの大人用が11万枚、子ども用が5万枚、消毒用アルコールが 300本、紀伊長島区の法務局跡には、マスクの大人用が10万 1,050枚、子ども用が4万 450枚、消毒用アルコールが 200本保管しておりますと、手指消毒用については老人福祉センターで管理しているという答弁でありました。また、引本公民館津波避難階段について、訓練を実施すべきとの質疑に対し、今年度においては引本地区の防災訓練で避難階段を使用した訓練の話は聞いていない。地域の自主防災会も含めて、やっていきたいと思えます。22年度事業としては、引本地区には避難路に階段をつけるよう計画があり、タワーはありませんが、ソーラー街灯設置工事については、すでに5月29日に終了しております。12箇所に設置しており、海山区6箇所で長浜のお庚申さん、小山浦集会所、鷺下の熊野古道上り口、海山老人福祉センター、コミュニティセンター、引本公園の入口に設置、紀伊長島区は6箇所で東長島公民館、多目的会館、三浦の海蔵寺、それから秋葉山の入口、宮本会館、海野小学校に設置しましたという答弁でありました。

また、消防団員に関する質疑に対して、消防団員については条例で 420人となっており、4月1日現在では 401人でありましたが、現在は 406人となっておりますと、420人が適切な団員数であると思っておりますので、職員の方に入団を呼びかけて5人増えたということですが、今後も努力していきます。女性消防団員は現在両区合わせて27人で、4月から3人増えて現在の数となっております。女性消防団の方は地域で団員の勧誘に当たっていただいております。毎年広報きほく等で消防団員の募集のPRを行っております。団員が一番地域のことを知っているのので、協力をお願いしている現状であるということでもあります。

次に、「学校教育課」関係についてであります。歳入33ページの貸付金元利収入で奨学金返済金ですが、収入未済額が 521万 3,000円となっておりますが、昨年度に比べて増えているのかどうかという質疑に対し、奨学金の収入未済額については、前年度との対比は4.12%ほど増となっております。昨年度は 500万 6,700円でした。未済額については、電話等で確

認をさせていただいておりますが、経済的な理由で滞納されている方が多い、今後においては納付相談をさせていただき、分納等も考えていきたいと思っております。奨学金の時効については、民法の167条の1項で10年となっております。奨学金に関する理解を示していただいております、分納が増えてきております。家庭状況に応じて納付させていただくという方が増えておりますということでありました。

歳出については93ページの小学校の学校管理費、95ページの中学校の学校管理費で、賃金として特別支援学級児童、生徒の介助教員設置事業であるが、介助教員になるためには教員の資格が要るとか、どういった業務を行うのかという質疑に対し、介助教員については、県に講師登録をしてみえる方から雇用する方法をとっております。教師免許を持った方であり、業務については障がいを持った児童、生徒に対して補助をし、授業を一緒に受けるためであります。要望のあったすべての学校に対処いたしておりますということであり、また、小学校、中学校の学校管理費の委託料について、設計を町で行ったため差金が出たということだが、いくら金額になっているのかという質疑に対し、小学校の学校管理費の委託料については総額192万6,588円の不用額となっており、そのうち設計委託については、180万円ほどでありますと、また、中学校については、委託料の不用額114万9,140円のうち110万円が三船中と赤羽中の設計委託料に伴う不用額です。この2件については、当初に予算を見たときは外注といいますか、設計委託を考えていましたが、その後、補強計画ができていたこともあり、建設課でもって設計できるということで、業務委託をせずに町で行いました。ご指摘の件については前向きに検討していきたいという答弁であります。

次に103ページの給食施設費についての質疑があり、センターについては賃金で、以前から勤めている方は6,700円となっており、新しく入った方については5,800円となっていたが、4月から改正により6,500円にしておりますと、紀伊長島区については業務委託ということで、賃金とは少し形態が違っており、一概に比較はできないのではないかと考えておりますが、委託料を日当に直すと6,700円の方もいますし、5年以内ということで6,100円という方もいます。ボーナス関係、福祉厚生関係で異なっています。要望は出していますということです。22年度から町の臨時職員については嘱託職員に変わっていますが、給食調理人については賃金の形をとっておりますが、今まで夏休みも継続して出勤していたが、業務の見直し等の関係もあって、夏休みについては15日ほど休みとなっております。様子を見て考えたいと思っているというご答弁でありました。

次に、「生涯学習課」関係についてであります。

歳出の文化財調査費について、古道の維持管理だけ押しつけて、予算がないということに対し、積極的に予算要求すべきであるという質疑に対し、大変少ない額であるが、史跡の看板の設置費や文化財の調査を行うための報酬等があります。国、県の補助についてはカモシカ以外にはありません。熊野古道や石塔の保存については確かに国指定のもの、県の指定のものがあり、町が管理監視をすることになっているが、そういう費用もいただきたいと思っております。県に対して強く要求していきたいと思っておりますという答弁であります。

次に、図書室の運営についての質疑に対し、紀伊長島にあります多目的会館の図書室の利用者数については資料は持っているが、町民センターや児童図書室の資料も作成している。多目的会館については年間 7,348人の方が利用されております。施設の設置状況は、確かに、町民センターの図書室は3階にありますし、多目的会館も2階になっております。高齢者の方々の利用も多いことから、場所としては長島分校跡地が最適ではないかと考えておりますが、今後の検討課題と考えております。近いうちに計画を立てたいと考えておりますということであります。

次に 103ページの保健体育総務費について、多目的広場の対策についての考えはどうかと、また、野球のシニアの方が今まで長島分校の跡地で練習していたのですが、現在は紀北中学校の仮校舎となっており、赤羽公園で練習をしているのが、赤羽公園もネットがないので本格的な練習ができない状態であると、行政として、町長は移設前からシニアの者が困るということにはわかっているはずであるが、なぜ行政が手を差しのべないのかという質疑に対し、この前も花火をやっているという情報も入っております。今の現状では止めることはできませんが、もう少し考えさせてください。検討してまいります。また、海山グラウンドについても土日はいっぱい状況であり、シニアをどのような形で入れるのかということで、6月ごろに利用者を集めて話し合いをしました。一応、月の前半部分はシニアの練習時間も取り入れて、特に打撃練習に関しては硬式ですので、赤羽公園では幼児も遊びに来るということで、できるだけ打撃練習は海山グラウンドでやっていただき、赤羽公園では守備練習を主にさせていただくよう進めてきました、今回の二次補正でネットの改善も行う予定であります、もっと早く対処すべきであったと思っております。できるだけ要望に応えられるよう努力いたしますという答弁でありました。

次に、「水道課」関係についての審査を行いました。

質疑は特にありませんでした。これですべての質疑を終了し、討論に入り、討論する者はなし、採決の結果、賛成多数により、認定すべきものとして決定いたしました。

次に、認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査をいたしました。

138ページの特定健康診査等事業費では、昨年度は県下で受診率は19.6%と、一番悪かったのですが、今年は23.3%であると、わずか4%上がっただけで、努力はされていないのではないかと、本町は医療費が県下でも一番か二番に高いのに、やはり早期発見、早期治療に力を入れて、受診率を上げていくという心構えが必要であるのではないかと、どのような状況にあったのか、20年度から始まった、20年度では一番最低だったが、21年度は県下での順位はどのようなのかという質疑があり、課長からは、20年度は19.6%で、21年度は少し上がったものですが、県下の状況については資料を持ち合わせていないということで、しかし、かろうじてビリは免れている状況であるという課長の答弁でありました。

ほかですね、委員から去年のこの不納欠損額は4,300万円行っていると、今年は2,600万円、2年あわすと7,000万円の不納欠損額になっていると、不納欠損というと帳消しということであります。これはやむを得ないケースもありますが、あまりにも多いと、この不納欠損した分は誰が持つのかということになります。誰が持つのかとなると、また被保険者が持たなければならないので、そこら辺をどのように考えているのかという質問に対し、欠損をすべき額を昨年は不納欠損をするまでに誓約書の確認等の把握ができていなかった。旧紀伊長島町においては保険税ということでしたので、5年間という時効期間があり、チェックに時間を要したため、去年、間に合わなかったということで、今年その残りを不納欠損にしたという説明であります。

委員のほうから、特定健診については5年間で60%に達しないと、ペナルティがかかるということを知っていますが、2年経過したところで60%に半分満たないということですが、これは、これから努力が必要であると思う、どのような取り組みをするのかという質問に対して、これは後期高齢者医療の支援金にペナルティがかかることなんです、課長のほうから特定健診については広報等を通じて、また診療所等訪問させていただき、努力をしているが、肝心の対象者に行ってもらえないというのが現実である。難しいところですよという答弁でありました。

以上で、質疑を終わりました。討論に入りました。反対討論はなく、賛成討論として、住民サービスという点においては、各課いろいろあるが、住民課が一番大切な課でなかろうかと思っております。いろいろなシステムを構築して、これから福祉保健課にも影響してくるし、税務課にも申告によって国保の金額も決まってくることで、住民福祉の面で一番

大切なのは住民課だと思うと、頑張ってくださいという賛成討論がありました。ほかに討論はなく、採決に入りました。挙手多数、認定すべきものとして決定をいたしました。

次に、認定第3号 平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを審査をいたしました。質疑はなく、討論もなく、採決に入り、挙手全員、認定すべきものとして決定をいたしました。

次に、認定第4号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査に入りました。委員から、保険料のところで収入未済額があるが、欠損額はないか、これは国保と同じように2年間で不納欠損になるのかという質疑に対し、課長からは、保険料の不納欠損の取り扱いが国保と同じという答弁であります。

委員から、来年度から不納欠損額も出てくるだろうと予想するが、老人保健の場合は未納が1年あっても資格証明書という手続はないが、後期高齢者医療制度は1年間滞納すると資格証明書の発行になるのか、町内でどういう方法が、どういう方がいるのかという質疑に対し、課長補佐から、資格証明書の発行はありません。三重県でもなるべく出さないようにという指示であります。本町では出しておりませんという答弁でありました。

以上で、質疑が終わりまして、討論に入り、反対討論として、平成21年度の後期高齢者医療特別会計決算の反対討論ということで、後期高齢者医療制度は75歳という年齢だけで差別する世界に例のない制度で、このことには高齢者の方の強い反発もあります。このような制度に対する決算については、国の制度ではあるが、認めることができず、反対いたしますという反対討論がありました。

ほかに討論がなく、採決に入り、挙手多数、認定すべきものとして決定いたしました。

次に、認定第5号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入りました。委員のほうから、歳入 179ページの利用料減免補助金で、利用者負担額補助金91万 3,000円は、これは食費の軽減と思うが、内容を説明願いたいという質疑があり、寮長のほうから社福軽減といって、所得の低い人、また介護事業ですと、デイサービス等も該当しますと、そういう方に対する補助金でありますと、実績としては軽減額が 207万 435円で、補助率は約44%で、91万 3,000円が入っているという説明でありました。

委員のほうから、軽減の内容について説明願いたいという質疑に対し、寮長からは、通常は措置にかかる特別養護老人ホームであります、住居費、それから食料費に対しての軽減でありますという答弁でありました。

質疑がなく、討論に入りました。賛成討論として、かゆいところに手の届くような福祉を

目指して頑張っていたいただきたいという、賛成討論があり、他に討論がなく、採決に入りました。挙手多数、認定すべきものとして決定いたしました。

次に、認定第6号 平成21年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。質疑がなく、討論もなし、採決に入り、挙手全員、認定すべきものとして決定いたしました。

以上でございます。

#### 北村博司議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

引き続き、閉会中に調査・研究を行ってまいりました、地域活性化調査研究特別委員会から、委員会の審査結果の報告の申し出がありますので、許可することといたします。

地域活性化調査研究特別委員会委員長 東澄代君。

#### 地域活性化調査研究特別委員会委員長 東澄代議員

平成22年9月議会定例会、地域活性化調査研究特別委員会委員長報告を行います。

平成21年3月議会定例会において、米国発の金融危機がわが国の経済環境を根底から揺るがし、社会的にも大きな波紋を広げているのは周知のとおりです。もともと経済社会基盤がぜい弱な本町の町民生活に大きな影響を与えていることに鑑み、これからの時代を担う若者が地域の将来について、希望を抱くことのできる活力ある地域社会を実現するため、町内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにして、その方向性を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進することを目的として、「紀北町のまちづくりや活性化についての調査研究を行う」ため、議長を除く全議員で構成する地域活性化調査研究特別委員会が設置されました。

当地域活性化調査研究特別委員会について、これまでの検討の経過と結果について報告いたします。

平成21年3月24日、第1回委員会を開催し、中村健之委員長、谷節夫副委員長の選出を行いました。

平成21年4月27日、第2回委員会を開催し、「活性化への取り組みについて」、委員会の方向性を検討いたしました。

平成21年10月2日、第3回委員会を開催し、講師に東紀州観光まちづくり公社事務局長、室谷洋一氏を招き、「東紀州における取り組みについて」の講演をいただき、意見交換を行いました。

平成21年12月1日、第4回委員会を開催し、東澄代委員長、玉津充副委員長を選任いたし

ました。

平成22年1月28日、第5回委員会を開催し、産業振興課職員に出席いただき、「商工会・観光協会などの取り組みについて」の説明のあと、「本委員会の今後のあり方について」を検討いたしました。

平成22年4月19日、第6回委員会を開催し、三重大学名誉教授、渡邊明氏を招き、「紀北町ブランド創出に向けての必須条件と成功するためのモデルについて」、「紀北町行政、商工会・観光協会の実情及び今後の課題について」、「紀北町を取り巻く状況と広域連携の必要性について」、「議会として支援できる方策について」を講演いただきました。

平成22年5月26日、第7回委員会を開催し、「当町の活性化策の協議について」を検討し、また、議長から、地域活性化の成功事例を紹介いただきました。

平成22年7月20日、第8回委員会を開催し、「地域活性化における提言案について」、「ブランド委員会における提言案」と「活性化のまちづくりにおける提言案」を委員から提出いただき、検討いたしました。

そして、その提言案の検討の結果及び管外視察研修の報告も参考に、紀北町地域活性化に関する提言として取りまとめ、提案することにより、当委員会の所期の目的を達成したものといたしたいと思います。

後ほど、提言を決議案として提出いたしたいと思いますので、よろしく願います。

以上で本委員会の検討の経過と結果報告を終わります。

#### 北村博司議長

以上で、各常任委員会並びに特別委員会の委員長報告を終わります。

引き続き、各委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第47号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務財政常

任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

**北村博司議長**

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第45号 紀北町集会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第52号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

**北村博司議長**

続いて、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了しま

す。

**北村博司議長**

引き続き、決算特別委員会にかかる案件についての質疑を行います。

認定第1号 平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

認定第3号 平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

認定第4号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

認定第5号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

認定第6号 平成21年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

以上で、決算特別委員長にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終わります。

北村博司議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

---

### 日程第3

北村博司議長

日程第3 議案第45号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第4

北村博司議長

日程第4 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第 5

### 北村博司議長

日程第 5 議案第47号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩見雅夫君。

### 10番 岩見雅夫議員

議案第47号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についての賛成討論をいたします。

本年の3月末で期限切れとなる過疎法、過疎地域自立促進特別措置法がありますが、この改正法が成立をいたしまして、本年4月1日施行で、6年間の延長が決まりました。この措置によりまして、対象となる市町村も58増え、全部で776自治体になったと言われております。この過疎地域は、今、安全・安心な食料や水の供給源として、その役割が大きくクローズアップをされている一方、集落としての機能の維持や存続が危ぶまれる事態が全国で進んでおります。病院の休廃止や、あるいは診療科目の制限、路線バスの廃止や耕作放棄地の増加、あるいは森林の荒廃など、過疎地域が直面する問題は非常に深刻であります。

各地の自治体からの支援を求める声が起こりまして、これに応じて過疎債を利用できる事業が拡充されました。これまで過疎債の対象事業は道路などのインフラ整備に限定されておりましたが、今回の改正法によりまして、図書館や認定子ども園、自然エネルギー利用施設を追加され、さらに地域医療の確保や集落の維持活性化、そして住民の交通手段の確保など、ソフト事業や自立促進事業にも対象が広がりました。紀北町の今回の計画におきましても、70のソフト事業が事業計画に盛り込まれたところであります。

本計画は過疎債の適用に必要なものであります。事業内容の掌握など、なお不十分な面も審議の中で感じましたけれども、これらを一層今後充実していただき、過疎地域に特別の支

援を行うとの今回の特別措置法に基づいて、自立促進計画が町民の暮らしを守る施策として生かされることを願って、本計画策定に賛成するものであります。議員各位の賛同を求めまして、私の賛成討論といたします。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

奥村武生君。

#### 19番 奥村武生議員

奥村でございます。この紀北町過疎地域自立促進計画はですね、当町のまさにその命運がかかっているというふうに私は考えております。この計画を最大限利用し、当町の過疎地域の脱却をですね、図る立場で、賛成討論をするものであります。

具体的に、今後ですね、必要に応じて予算措置を行っていくということでもありますけども、欠落というよりも、その補強しなければならない点が多々ありますので、その参考、何としても参考にさせていただいてですね、予算計上をしていただき、具体的に我が町の発展に結びつけていかなければならないと感じますので、この壇上に立った次第であります。

まず、農業につきましてはですね、ある面では、総花的な、この対策につきましては総花的な対策に終わっているというふうに感じる部分があります。もっと大きく一步も二歩も踏み込んでやらないと、踏み込む必要があるのではないかと感じて発言をいたしました次第です。休耕田及び放棄田につきましてはですね、全国で今多くの問題、多くの市町で対策を講じてですね、休耕田や放棄田を復活させるとともにですね、私は美味しい米や有機栽培による農作物をつくってですね、販路まで確立をするということについて、町としてやっぱり踏み込んでいかなければならないのではないかと思う次第であります。

それで、この対策の文章は、行いますとか、しますというふうに書いてあるもので、私もしますという形で申し上げます。そういうふうな販路、及び美味しい米を、美味しい農作物をつくるために、販路まで踏み込んで開発をしていきますというふうにいたします。

次、水産業ですが、今、矢口湾におきましても海苔の養殖が大きな当町の税収が収入源になっているはずですが、白石湖についても、矢口湾についても、あるいは引本湾についても、銚子川からの水が制限される中であって、よりいい、その海産物をとっていくためには浚渫工事が必要であるというふうに考えるわけです。そしてその浚渫工事も昔は莫大な費用を要したわけですがけれども、産業の発展によってですね、より難しくない、経費のかからない浚渫工事が鳥羽のほうでも行われておりますので、でき得る限りそのことを参考に進めて

いきたいと思います。

それから、どこの部分に入るかちょっとわからないわけですが、港湾についても、航路について、引本の側面を流れる川がですね、かつては50m以上離れていたわけです。そしてきちっとした、それなりの昭和36年ごろ根固めが行われですね、それなりの多くの人の引本の住民の皆さんによって、閉塞、どんどん狭くなって、とうとう津呂町へですね、砂浜が引っついていった時期があるわけなんです。それを引本の皆さんが総出で出てですね、今のような幅に広げたわけです。そしてその根固めをしたわけですが、漁業が発展する中で、あるいは白石湖には200隻からの船が停泊しておりますけども、皆さんここを通るわけです。そしてその船も大型化しているものですから、水が少なくなり、干潮時になると底がつかえるわけです。かといって河口から出ることは、かつて7人か8人の方が亡くなったという経緯があるように、非常に三角波が起って非常に危険であるのでですね、何としてもこの航路を広げ、そして根固め、根固めがされてないんですよ、これは。正しい根固めが。掘っただけのままにしてあるものですから。そういうこの重要な漁業及び遊漁船の航路になっておりますので、この点の河口の整備を行っていきたいと考えます。

それから、水産資源の保護であります。引本湾漁業、矢口湾の、その一昨日申し上げましたでしょうか、アオリイカとか何かはですね、三石付近で成長し、大きくなって引本湾、矢口湾へ帰ってくるわけですが、そこでとってしまうものですから、沿岸漁業者の生活を圧迫しているわけなんです。そのことの法的な取り締まりも検討するように努めていきたいと思いますということで、締めくくります。

それから、5月の連休とか、いろいろな連休が続きますとですね、70から100の、他所からの車がやってきてですね、放流した稚魚、あるいは背びれに旗のついた稚魚まで釣り上げてしまって、監視体制をなんとしても費用をとってですね、監視して漁業資源の保全に努めていかないと、これは大変なことになるという部分が、ことが出ておりますので、これを推進する方策に過疎債を投入していきたいと考えます。

それから、巻き網によるその大量捕獲により。

**北村博司議長**

奥村議員、投入しますって、今おっしゃいましたけども、執行権者じゃないんで。

**19番 奥村武生議員**

これしますと書いてあるもんで。

**北村博司議長**

それのご批判なさるのはいいですけども、だけど私がやりますという権限はございませんので、議員には。

#### 19番 奥村武生議員

では、補強が必要であるというふうに変えます。

それから、先般の6月の21日の1時28分にですね、巻き網によるその大量捕獲により、カツオとか沿岸魚が激減していることについて、違法操業で尾鷲海上保安庁がですね、海上保安部が巻き網船をだ捕いたしました。これは私は前からそういう疑いがあるというふうに指摘していたところでありまして、このようなことについても対策が、具体的な対策が求められると考えられます。

それからあとは、漁業者の皆さんが苦勞しているような低気圧時の船の安全管理のためのサーチライトや、あるいは低気圧時の漁港に浮いたごみの対策、それから水産加工による工場による汚水の取り締まりを強化し、これは海の浄化を進めていかななくてはならないと考えるものであります。この水産資源につきましてはですね、天然の魚はますます希少価値となっている点を、私たちは考えていって、その希少価値である天然の魚というものを十分認識していくために、きちっとしたその措置をとっていかなければならないというふうに考えるものであります。

#### 北村博司議長

奥村議員、原案に賛成か、反対か。賛成なんですから、こういうところが不十分だというご提案なさるのは結構ですけども、あまり長過ぎるので、はい。

ですから、討論は趣旨を明確にやってください。

#### 19番 奥村武生議員

いや討論をさせていただく前にですね、議長にお諮りしたわけですよ。

#### 北村博司議長

ですから、補強ということで、これはまだ具体的な計画ではないんで、こういう部分が不十分、あるいはこういう部分を是非取り上げていただきたいという条件を付けておられるのか、反対討論のように聞こえますので、だからそれを明確にしてください。説明がちょっと長過ぎるようですので、不十分な点の。はい、続けてください。

#### 19番 奥村武生議員

水産資源の保護のために、あらゆる努力をさせていただきたいということを、水産資源は締めくくります。

それから、産業はいろいろありますけどもこれは飛ばします。

それから、観光についてもまだまだハードな事業が必要であるというふうに、稜線のルート  
の整備とか、あるいは今年の4月にも何人が猪ノ鼻道への稜線のルートの整備でですね、  
遭難したというふうに聞いておりますけども、そういうふうなハードの整備も必要であると。

それから、昨日、一般質問でも申し上げましたけれども、通学路に危険がありますので、  
ここの通学路については信号機の設置が必要であると、あるいは先般、本地でですね、桧町  
で自転車が側溝に突っ込んで救急車を呼ぶという、怪我人がでましたけども、こういうふう  
なところの町の危険な箇所の整備も、また必要であるというふうに、金がかかってもやって  
いかにくちやならないと思いますし、水の安全についてもですね、私はダイオキシンを含む  
有機化合物の混入を避けるためにも、上水道の取水口の移転のための費用もこれは必要であ  
ると考えます。

それから、子宮がん検診には過疎債が使えるはずですので、考えを改めてもらわなければ  
ならないということと、それから教育上につきましてはですね、グラウンドの整備、土の入  
れ換えとか、全面的な土の入れ換えとか、あるいはソフトで出ることになった図書館の建設、  
あるいは美術館の建設、あるいは少年少女オーケストラなんかを結成して、文化の育成によ  
って町おこしをしていかにくちやならないということを書いて、これを補充が必要である  
という観点に立っての発言でございます。よろしくお願い申し上げます。

**北村博司議長**

賛成なら賛成で、明確に。

**19番 奥村武生議員**

賛成でございます。補強を申し上げ、賛成といたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

川端龍雄議員。

**5番 川端龍雄議員**

5番、議長は議会改革を今回大変訴えておりますんですけどね、やはり討論は結構です。  
これは長くても、だけど筋の離れるところは、議長はやはりその時点で、やはり修正するよ  
うにさせていただくと、今後そういうことはひとつ許すと慣例になりますのでね、その辺、  
議長十二分にさせていただきたいと思います。

**北村博司議長**

十分に心得ます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

谷節夫君。

## 21番 谷節夫議員

議案第47号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について、賛成討論をいたします。

本町は、紀伊半島東側中央部に位置しているため、新幹線駅まで約2時間、空港も約3時間かかります。首都東京までの所有時間が最もかかる地域とされております。しかし、今度は近畿自動車道紀勢線が延伸し、平成24年には紀北町に2箇所のインターチェンジができると思っております。その時間も、また少しは短縮されるのではないかと考えています。

紀北町内には世界遺産、つまり紀伊山地の霊場と、参詣道に登録された熊野参詣道の伊勢路が5ルート残されております。また5つの海水浴場や町内を流れる清流銚子川や赤羽川、それからリアス式海岸が織りなすきれいな海、そしてすべての生物が求める豊かな自然が、全国のどこの市町村よりも私は恵まれていると思っております。豊かな自然を利用した観光客の誘致が計画することによって、町のすべての産業につながるということを信じております。この町を活性化するためには、その産業振興が強く望まれると思います。

そして町内では民間の人たちが力を入れる燈籠まつり、七夕まつり、古道まつり、昭和の縁日、あるいは定例港市も11年間定着して、年末港市も5回目を迎え、今年は12月18日から28日まで11日間の開催を目指し、40店舗の参加、78ブースという巨大な催しが開かれます。地元の魚を中心とした、木材を利用した製品や、農作物もたくさん販売されると聞いております。13万人の集客を目指して実行委員会が頑張っていると聞いております。

また、デカップリングでできた千年の湯、季の座温泉も今年は非常に多くの客を集め、ホテル季の座にも本当に長い、この夏の客が多く来たと聞いております。また、オートキャンプ場のキャンプinn海山、孫太郎のキャンプ場には長い期間の来客でにぎわってございました。今回、一般質問では紀北町がますます発展するための前向きな質問がたくさんありました。厳しい財政状況ではありますが、まだまだこうした可能性のある発展は、可能だと思っております。

## 北村博司議長

谷議員、発言中ですが、原案の計画に対する賛否を筋を明確にしてください。

## 21番 谷節夫議員

過疎債の申請事業には、産業の振興を過疎地域自立促進特別事業に力を入れて、過疎債を

受けられることを要望して、賛成討論といたします。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第6

北村博司議長

次に、日程第6 議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第7

北村博司議長

次に、日程第7 議案第49号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 8

北村博司議長

次に、日程第 8 議案第50号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第 9

## 北村博司議長

次に、日程第9 議案第51号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

議案第51号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢だけで高齢者を別の保険に囲い込む、世界でも例にない悪法です。そのうえ75歳という年齢だけで受ける医療の差別もあります。成立にあたり、高齢者の方々の大きな怒りが日本中にあふれました。その結果、国は多くを占める低所得者の保険料を9割軽減し、暫定的に施行しております。後期高齢者医療制度になって、保険料が安くなったという錯覚もありますが、本来は約10倍の額であり、ますます高齢者の生活を苦しめるものです。1日も早く廃止し、まずは従来の老人保健制度に戻すべきであり、このような制度は認めることができません。

9月18日には、紀北町でも高齢者福祉大会が開かれ、百歳の方も元気な姿で出席されておりました。そして私たちが元気をいただきました。誰もが高齢期を迎えます。通る道です。長生きして良かったと喜べる保険制度の確立こそ実現すべきであり、今回の補正は、このような国の制度による予算ではありますが、賛成することはできません。議員各位の同意を求め、私の反対討論といたします。

## 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第52号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 認定第1号 平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第12 認定第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

---

## 日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

国保は、日本の人口の3割以上が加入する、日本で一番大きな医療保険であり、日本の誇るべき皆保険制度の土台となっております。紀北町では2008年度末現在、3,615世帯、約全体の42%、6,181人、全体の32%の方が加入されております。加入世帯のうち60%の方が所得100万円以下、82%が所得200万円以下です。このように低所得者の加入が多いのが特徴であります。事業主の負担を予定しない制度であり、国の責任として国保に対する国庫負担が行われております。

ところが、かつて国保財政の全体の50%を占めていた国庫負担が、08年には24.1%前後まで切り下げられ、このようなことが大きな原因になり、1世帯当たりの保険料も高くなっております。保険料負担は政府の調査では平均で所得の8.97%、低所得者ほど負担率が高く、所得が250万円未満の世帯では保険料負担が所得の1割を超えと言われております。紀北町では残念ながら、このような分析の実態がありません。政府の数字に当てはめると加入者の89%の方が所得の1割を超える高い保険料ということになります。先日から私ども日本共産党が行っておりますアンケートにも、税や保険料の負担を軽くしてほしいという要望が一番多く出されております。

この決算では、本年度財政調整基金に4,064万3,000円を積み立てております。このことにより20年度末2億998万円だった基金が、2億5,062万3,000円に増額されております。この基金積立金4,062万3,000円で、1世帯1万1,000円の保険料を下げるができる。また基金の半分、約1億5,000万円を取り崩せば、1世帯当たり3万4,000円の保険料の値下げが実現できるはずですが、実施されておられません。このような値下げできる予定ですが、実現されておられません。高い保険料を認めることはできません。高い保険料のもと、滞納世帯は580世帯、16%となっております。そのうち短期証明書の世帯は560世帯、資格証明書は20世帯となっております。しかし、実質的には資格証明書の発行世帯、保険証を与えないということはゼロということで、このことは大いに評価いたします。それは職員が書類の郵送だけでなく、定期的に期間を設け、面接する努力を続けていることが大きな要因となっております。少ない人数で面接の努力をし、ゼロを実現したことは高く評価いたします。

国保は相互扶助、助け合い制度とか、総合共済だという主張もありますが、国保法第1条

は、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めております。社会保障制度だということを再認識し、さらに全体の奉仕者として職務を全うすることを期待します。

さらに、資格証明書、短期保険証の安易な発行や差押えを行わないことを強く求め、私の反対討論といたします。議員各位の賛同をお願いし、終わります。

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第14

**北村博司議長**

次に、日程第14 認定第3号 平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第15

北村博司議長

次に、日程第15 認定第4号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。

日程第15 認定第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

---

#### 日程第16

北村博司議長

次に、日程第16 認定第5号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

---

## 日程第17

北村博司議長

次に、日程第17 認定第6号 平成21年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

---

## 日程第18

北村博司議長

次に、日程第18 請願第1号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

日程第18 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第19

北村博司議長

次に、日程第19 請願第2号「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第19 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

## 日程第20

北村博司議長

次に、日程第20 請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中本衛君。

14番 中本衛議員

14番 中本衛、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願書に対する反対討論をさせていただきます。

私の反対の主な理由としましては、自民・公明連立政権時に進めてきました三位一体改革

に逆行することと、義務教育費の全額国庫負担は、地方分権に逆行することであり、義務教育費国庫負担制度は教職員の確保と適正配置という目的を達成するために、最低限確保しなければならない教職員給与法について、これまでも国が一貫して保証してきたものであります。義務教育水準の維持向上のためには、質の高い教職員を全国どの学校でも必要な数を長期的に安定して確保することが不可欠であり、義務教育費国庫負担制度は、その基盤となるものでございます。

さらにいうならば、義務教育は憲法の要請により、共通に身に付けるべき基礎的資質を培うものであり、次世代を育成する基盤でもあります。特に無償の原則を財政制度上担保し、すべての国民に対して教育の機会均等を実現するのは、国と地方が共同して果たすべき重大な責務であります。近年、各自治体では創意工夫により、さまざまな教育改革が展開されています。今後、ますます住民のニーズに対応した地域の実情にあった施策を、より一層進めていくことが、必要なことは間違いありません。

そのためには、義務教育費国庫負担制度は維持しながらも、地方が教育費を自由に使い、弾力的な学級編制や教職員配置が可能になる税源委譲も必要であると考えます。また、このことが地方主権へと結びつくものであると確信をしております。今回のこの請願、義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願につきましては、制度の全額を国負担とするものでありますので、先にも述べましたとおり、国から地方への改革を後退させるのであると考え反対するものであります。議員各位の賛同をお願いし、反対討論を終わります。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

日程第20 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

## 日程第21

北村博司議長

次に、日程第21 陳情第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

陳情第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書の賛成討論を行います。日本では、毎年約1万5,000人の女性が子宮頸がんを発症し、約3,500人が亡くなっていると推計されております。特に20代、30代に増えており、20代の女性では発症率が一番高いがんになっております。女性の健康と命、ひいては未来の子どもの命を守るための、予防と検診による早期発見の両方が今、求められております。子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルスの感染によることから、ワクチンが開発され、世界100カ国以上で承認、接種し、約世界の30カ国で公費助成がなされております。

日本では2009年10月に承認され、12月から接種が始まっております。しかし、任意接種で費用は自己負担です。三重県内におきましても、各自治体で9月議会の中で自治体独自の助成が進んでおりますが、国の予算による負担軽減がますます重大な課題となってきました。厚生労働省は8月26日に開催されました厚生労働部会議に提出した来年度予算の概算要求案

の中で、子宮頸がんワクチン接種への助成に 150億円を盛り込んでおります。元気な日本復活特別枠として要求するもので、厚生労働省は市町村がワクチン接種を実施する場合、国が3分の1程度を支援する方向を考えております。子宮頸がんの予防に向けて、国と自治体のワクチン接種への公費助成を前進させ、国の予算による定期接種化を早期に実現することこそ、今、強く求められており、この現状に賛成いたします。議員各位の賛同を求め、終わります。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で討論を終結し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第21 陳情第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

#### 北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 北村博司議長

ただいま請願が採択されたことによりまして、意見書案が提出されることとなります。また、このほか休会中に町長から追加議案の提出と、もうひとつ地域活性化調査研究特別委員会などからの発議案が提出されておりますので、追加議事日程の作成を行うため、ここで午後3時10分まで休憩いたします。

(午後 2時 54分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 10分)

---

北村博司議長

休会中に町長から副町長の選任同意の議案が提出されております。また、議会からの議案といたしましては、地域活性化調査研究特別委員会からの決議案ほか1件、議員から意見書案3件の議案が提出されました。

お諮りします。

この6件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、この6件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第1

北村博司議長

それでは、追加日程第1 議案第54号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程いたしました人事案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて

本議案につきましては、今定例会の行政報告でも申し上げましたが、前紀北町副町長の紀平勉氏が平成22年3月31日をもって退職されて以降、副町長が不在となっております。三重県に職員の派遣を要請していたところではありますが、このほど候補者推薦の決定をお受けいたしましたので、平成22年10月1日から新副町長として山岡哲也氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

山岡氏は、昭和60年4月三重県に奉職し、水産技術センター尾鷲分場主事、保健環境部医務環境課主事、生活文化部広報課主事、企画振興部企画課主事、農林水産商工部新産業創造課主査、政策部地方分権・広域連携室副室長などを歴任し、現在は政策部企画室副室長を務めており、市町村行政にも造詣が深く、人格識見ともに優れ、適任者であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

北村博司議長

以上で、説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

ありませんね。以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、議案第54号 紀北町副町長の選任につき同意を求める件は同意することに決定いたしました。

---

### 副町長就任の挨拶

北村博司議長

副町長の選任について、議会が同意したときは、議会の申し合わせにより、本会議におきまして、挨拶することになっております。また、ご本人からも挨拶をさせていただきたいという、町長からの申し入れも承っておりますので、少しお時間をいただき、発言を許可することにいたしたいと思っておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、山岡哲也氏の出席を許可します。

ご苦労さんでございます。

ただいま副町長の選任議案が同意されました。

挨拶につきまして、発言を許可します。

山岡哲也氏

それでは、発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。山岡哲也でございます。副町長選任につきましてはご同意いただき、誠にありがとうございます。もとより微力ではございますが、誠心誠意取り組んでまいりたいと存じますので、議員の皆様方には今後、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

北村博司議長

山岡氏におかれましては、副町長の職務につきまして、よろしくご尽力を賜りますよう、私からもお願い申し上げます。

それでは退席していただきたいと思っております。

北村博司議長

どうもご協力ありがとうございました。

---

北村博司議長

それでは、議事を進めます。

お諮りします。

決議案2件と、意見書案3件につきましては、提案趣旨説明を求めるあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、決議案2件と意見書案3件につきましては、一括して趣旨説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者からの趣旨説明を求めます。

まず、最初に、地域活性化調査研究特別委員長 東澄代君。

地域活性化調査研究特別委員会委員長 東澄代議員

それでは、発議第2号について説明させていただきます。

発議第2号

平成22年9月22日

紀北町議会議長 北村博司様

地域活性化調査研究特別委員会

委員長 東澄代

紀北町地域活性化の提言に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

米国発の金融危機がわが国の経済環境を根底から揺るがし、社会的にも大きな波紋を広げているのは周知のとおりです。もともと経済社会基盤がぜい弱な本町の町民生活に大きな影

響を与えていることに鑑み、これからの時代を担う若者が地域の将来について、希望を抱くことのできる活力ある地域社会を実現するため、町内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにして、その方向性を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進することを目的として、当町議会では、平成21年3月、地域活性化調査・研究のための特別委員会を設置し、活性化への取り組みについて、7回にわたり検討を重ねてきました。

その検討結果を踏まえ、当町の地域活性化について提言するものです。

### 紀北町地域活性化の提言に関する決議

紀北町議会では、紀北町地域活性化の提言に関して、下記のとおり決議する。

#### 記

##### 1. 紀北町ブランドの早期創出

先進事例では、ブランド化を進めれば入込み客が増え、回遊性の促進、泊食分離の実施でリピーターが増えることが明確である。

また、ブランド創出により、食のみならず裾野となる事業も活況を呈し、ひいては観光業にも商機が訪れるなど、他業種への波及効果が期待できることから、ブランド委員会を設置し、紀北町ブランドを早期創出すべきである。

##### 2. 高速道路延伸対策

高速道路開通により、全国各地からの観光客増が見込まれる中、近隣市町と連携し、循環型集客事業とするための施策や、当地を旅の目的とした施策の推進を急ぐべきである。

また、先進地の例から見ても、地域固有の歴史・文化をベースに統一したデザインセンスのまちづくりと、優れた食の提供が、最後は勝ち抜けることを教えてくれる。物まねでない、個性豊かなまちづくりを息長く続けることが肝要である。

##### 3. リーダーの発掘及び組織づくり

企業的な経営感覚を持った民間のリーダーを発掘、育てることが必要であり、行政に頼らない採算性重視の経営型組織づくりに積極的に取り組むべきである。

以上が、発議第2号についての趣旨及び内容説明であります。

何とぞ本趣旨をご理解賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

北村博司議長

次に、産業建設常任委員長 中津畑正量君。

産業建設常任委員長 中津畑正量議員

発議第3号

平成22年9月22日

紀北町議会議長 北村 博司 様

産業建設常任委員長 中津畑 正量

公共建築施設の調査設計及び監督に関する業務の検討・見直しを要請する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

平成22年7月8日に実施された紀北町立引本小学校耐震補強工事の入札が不調となったことを受け、今後、公共建築施設の調査設計及び監督に関する業務を円滑に遂行させるため。

内容といたしましては、

公共建築施設の調査設計及び監督に関する業務の検討・見直しを要請する決議

公共建築施設の調査設計及び監督に関する業務に対し、下記事項の検討及び見直しを強く要請することを決議する。

記

1. 設計基準を国土交通省のフローに見直しを検討すること
2. 特記仕様書（特に第2項）の見直しを検討すること
3. 経費率については、三重県または近隣市町の実態を調査し、見直しを検討すること。
4. 建設物価については、地域の実情を考慮すること

以上です。

北村博司議長

次に、意見書案3件について、一括して説明を求めます。

玉津充君。

7番 玉津充議員

意見書案第4号

平成22年9月22日

紀北町議会議長 北村博司 様

提案者 紀北町議会議員 玉津 充

提案者 紀北町議会議員 松永征也

提案者 紀北町議会議員 平野倅規

「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）

#### 趣 旨

家庭の経済的な理由により、子どもたちの学びなどに影響がでることのないよう、保護者負担の軽減と就学・修学に関わる制度を拡充すること。

#### 理 由

経済や雇用情勢の悪化は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。文科省は6月「文部科学白書（2010年度版）」を公表し、「経済格差が教育格差につながっている」と分析し、「日本は家計の教育費負担が大きく公的支出が少ない」「教育分野に公的支出を増やすべきだ」としています。また、日本は、政府支出に占める教育費の割合が9.5%であり、OECD加盟国の平均を3.8ポイントも下回っています。その分、私費で負担する割合も高く、OECD平均0.8%に対し日本は1.7%となっています。

このようななか、国・県においては「学びたくても学べない」という状況を改善すべく施策として、「高校無償化」「奨学金の改善」等がすすめられ、一定の拡充がされています。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではありません。入学料・教材費等の負担が多いこと、就学援助の受給者が増加し、中途退学や進学の見切りを余儀なくされる子どもが増えていること等の課題があります。

すべての子どもたちの学びの保障をめざし、給付型奨学金制度の確立等、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度のさらなる拡充を求めていく必要があります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 北村博司

（提出先）

内閣総理大臣 菅 直人 様

文部科学大臣 高木義明 様

7番 玉津充議員

続きまして、意見書案第5号

平成22年 9 月22日

紀北町議会議長 北 村 博 司 様

提案者 紀北町議会議員 玉津 充

提案者 紀北町議会議員 松永征也

提案者 紀北町議会議員 平野倅規

「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める意見書（案）

趣 旨

30人学級を柱にした新たな「教職員定数改善計画」策定等、子ども一人ひとりの「豊かな学び」や総合的な学校の安全対策の実現にむけ、教育予算の増額をすること。

理 由

三重県では、現在、小学校1、2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されています。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが落ち着いて学校生活を送ることができる」「子どもたちが、さまざまな活動に意欲的に取り組んでいる」「一人ひとりにきめ細かな指導ができる」といった保護者・教職員からの声が多くあります。

文科省は2010年1月、学級編制基準の見直しに着手することを表明し、意見募集や教育関係団体、有識者へのヒアリング等をおこないました。

その後、中教審初等中等教育分科会での議論もすすめられており、7月には「現行の40人から引き下げる必要がある」「小学校低学年については、さらなる引き下げを検討する必要がある」「小・中学校の複式学級の学級編制の標準も引き下げ」「早急に新たな教職員定数改善計画を定め確実に実施する必要がある」等がもりこまれた「提言」がまとめられました。今後、法改正等にむけた具体的な取り組みをすすめていくとしています。

三重県は、「東海地震にかかる地震防災対策強化地域」に県内10市町が指定されています。また、「東南海・南海地域防災対策推進地域」に県内全域が指定されています。このような状況のなか、これまで学校耐震化が着実にすすめられており、2010年4月現在で、県立学校94.7%、小中学校92.2%の学校の耐震性が確保されています。

今年度、政府は「経済危機対応・地域活性化予備費」を活用し、公立学校施設の耐震化・

老朽化の対策をすすめるとしています。学校は、子どもたちが多く時間を過ごす場であるとともに、災害時には、地域住民の避難場所となる等、重要な役割を担っています。その安全確保は極めて重要であり、早急に耐震化率が100%となるよう、求めていく必要があります。

日本の公財政教育支出の対GDP（2009年）比は、OECD加盟国のなかで最低レベルの3.3%となっており、OECD平均4.9%には程遠い実態があります。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にされた教育をすすめるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

（提出先）

内閣総理大臣 菅 直人 様

文部科学大臣 高木義明 様

7番 玉津充議員

意見書案第6号

平成22年9月22日

紀北町議会議長 北村博司 様

提案者 紀北町議会議員 玉津 充

提案者 紀北町議会議員 松永征也

提案者 紀北町議会議員 平野倅規

「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める意見書（案）

趣 旨

義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるためもうけられた義務教育費国庫負担制度を存続し、全額国負担とされたい。

理 由

政府は、「地方主権」の確立にむけて具体的な検討をすすめています。

これまでの補助金のあり方を抜本的に見直し、地方が自由に使える「一括交付金」についての議論がされており、義務教育費国庫負担金が議論の対象となっています。6月に閣議決

定された「地域主権戦略大綱」には、「一括交付金化の対象外とする」と示されていますが、今後も注視していく必要があります。

また、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれています。多くの自治体で予算措置されている教育費は、地方交付税で措置されている水準に達しておらず、自治体間の格差が生じています。このようななか、昨年実施された政府の行政刷新会議による「事業仕分け」では、「国が全額負担すべきである」という意見も出されています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上および地方財政安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで学校教育に大きな役割を果たしてきました。

その時々、国や地方の財政状況に影響されることのない、確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

(提出先)

内閣総理大臣 菅 直人 様

財 務 大 臣 野田佳彦 様

以上です。よろしくお願いいたします。

北村博司議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これより、各議案の審議に入ります。

---

## 追加日程第2

北村博司議長

追加日程第2 発議第2号 紀北町地域活性化の提言に関する決議を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

### 追加日程第3

北村博司議長

次に、追加日程第3 発議第3号 公共建築施設の調査設計及び監督に関する業務の検討

・見直しを要請する決議を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第4

北村博司議長

次に、追加日程第4 意見書案第4号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 追加日程第5

**北村博司議長**

次に、追加日程第5 意見書案第5号 「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第5 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 追加日程第6

北村博司議長

次に、追加日程第6 意見書案第6号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第6 意見書案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

北村博司議長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

引き続きまして、尾上町長から発言のお申し出がございますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月7日に開会されました、この度の9月議会定例会におきましては、提案いたしました追加議案を含め10議案、及び6件の認定につきまして、終始ご熱心にご審議を賜り、いづれも原案のとおりご可決、ご承認賜りまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、これまで約4年間、議員の要職を務めていただきましたが、任期中の定例会といたしましては、今回が最終となりました。この間、合併間もない紀北町行政の推進にあたり、町民の皆様の先頭に立ち、ひとかたならぬご指導、ご鞭撻を賜りましたことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

今期をもってのご勇退を表明された議員もおられますが、私も町長に就任するまで、とも

に議員をさせていただいておりましたことを思い出しますと、感慨深いものを感じるところでございます。今後も健康に留意され、紀北町の発展のため、ご活躍されますことを祈念するとともに、当町をリードしてきた大先輩として、私をはじめ、職員がご相談にお伺いすることもあろうかと思いますが、その節にはよろしくお願いを申し上げます。

また、本定例会では、本年3月に紀平前副町長が退職いたしましたから、不在となっております副町長の選任につきご同意を賜り、10月1日に山岡副町長が就任することになりました。このうえは任期中、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご要望等を十分に尊重させていただき、新副町長、職員ともども一丸となって、町政の推進に努力してまいり所存でございます。

今年の夏は大変厳しい季節となり、本定例会開会時も大変暑い日だったと記憶しておりますが、最近になって朝夕に少し秋の気配が感じられるようになってまいりました。昔から暑さ寒さも彼岸までと言われておりますが、全くそのとおりだつくづく感じるところでございます。しかしながら、季節の変わり目は体調の管理が難しくなっておりますので、議員や町民の皆様には健康に十分お気をつけていただき、ますますご活躍されることをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

#### 北村博司議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。平成22年9月紀北町議会定例会を閉じるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

この任期は、合併後の任期の特例期間とあわせると、2期目にあたります。その締めくくりに当たり、議長としてご挨拶をさせていただき、誠に光栄に存じあげる次第です。私も平成18年11月の改選で当選をさせていただいて、早いもので任期もわずか2カ月余りとなりました。この4年間を顧みますと、旧紀伊長島町と旧海山町が平成17年の10月でございましたが合併し、新たに紀北町が誕生してスタートとともに、私ども議会人としての活動が始って、その5年間の間に念願ございました町立相賀小学校の改築、さらには町立紀北中学校の改築が現在進んでおります。その他各小中学校の耐震補強の完成をみるに至りました。ご同慶に堪えません。

議会といたしましても、合併後の初議会におきまして、紀北町役場の位置に関する決議の議決を行い、その後、執行機関側と協議を重ねる中、本年6月定例会において、本庁舎の移転等用地購入のための財産の取得の議案を可決し、三重県との間で財産の取得についての契

約の締結をみることができました。また、平成22年3月で廃止が決定していました過疎地域自立促進特別措置法につきましては、依然として過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、議員提案により、新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書を決議し、議会自らが積極的に国の機関に働きかけた結果、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が、衆院・参院、いずれも全会一致で可決され、6年間の延長がされるなど、私ども町民を代表する立場といたしまして、議員の職責と議決機関としての使命を果たすことができましたことを、皆さんとともに喜びとするところでございます。

これをもって、今任期中最後の定例議会を閉じることとなりますけれども、今限りで勇退されます世古勝彦議員におかれましては、旧紀伊長島町議当選以来、長年にわたり本当に町政の発展のために、ご尽力を賜りました。ありがとうございました。任期満了直前にあたりまして、感慨無量のものがあるかと拝察いたしますけれども、これまでの豊富な経験と識見をもとに、今後とも町政の発展のために、私どもを含め、町全体にご尽力、ご鞭撻を賜りますようお願いする次第でございます。どうもありがとうございました。

そして、引き続き予定されております次期改選に立候補される方々におかれましては、本改選には、多数の立候補者が予想されております。厳しい選挙になるだろうと思うところでございますけれども、必勝を期していただきまして、再びこの本会議場でお目にかかり、議席をともにされ、議会改革と議会活性化の歩みを一層進められるよう、念願いたしております。

感慨無量なものがございますけれども、町長、以下執行部職員の方々には、この4年間、任期中大変お世話になりました。これまでのご厚情に対し深く議会を代表してお礼を申し上げます。そして、紀北町議会に関心をお寄せいただきました町民の皆様方、またテレビを通じて関心をお持ちの町民の皆様方にも感謝申し上げます。ありがとうございました。

今、地方自治は平成の大合併、道州制、あるいは地方分権改革に向けた変革期を迎えております。当町においてもやってやるから、やらせていただくへと職員の意識改革を行い、住民あつての行政であるという基本理念を徹底させていただき、将来にわたって発展し、さらなる町民福祉を増進するため、一層のご努力をお願い申し上げます。

最後に、私、紀北町議会の5代目、紀北町議会発足以来5代目の議長に推挙され、今日まで大過なく議長職を務めさせていただきましたことを、これもひとえに島本副議長をはじめ、議員各位のご協力の賜ものであり、ここに厚く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、任期最後のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、平成22年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、長い間、ご苦勞様でございました。

ありがとうございました。是非、また再会いたしましょう。ありがとうございました。

(午後 3時 55分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年11月30日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中本 衛